

# 對内直接投資制度のご案内

2001 . 7

 **KISC** 外国人投資支援センター

- 對内直接投資關連の制度及び規定が少しずつ切り替わって行っている為、内容の一部は事實と一致しない場合があります。そのことにつきましてはご了解ください。その上、實際の業務に当たっては必ず内容をお確かめください。
- 多量の情報をご希望の方は [www.kisc.org](http://www.kisc.org) をご訪問ください。
- 本書の著作権は 大韓民國の外國人投資支援センター (KISC) が一切の権利を保有する。
- 〒 137-170 ソウル特別市西草區廉谷洞300-9  
大韓貿易投資振興公社(KOTRA)  
外國人投資支援センター総合相談室
- 電話 : 82-2-3460-7545

本文の中の法 / 令 / 規則とは  
外國人投資促進法 / 施行令 / 施行規則のことです。

## 目 次

． 概要 .....	1
1. 対内直接投資の概念 .....	1
(1) 対内直接投資の定義 .....	1
(2) 外国投資家及び出資の目的物 .....	2
(3) 投資金額及び比率 .....	5
2. 外国人投資関連の法令 .....	6
3. 外国人投資の対象業種 .....	7
4. 対内直接投資の種類 .....	8
． 外国人投資の保護及び自由化 .....	13
1. 対外送金の保障 .....	13
2. 内国民と同等の待遇 .....	13
3. 外国人投資の自由化 .....	14
． 外国人投資に関する届出及び認・許可 .....	15
1. 外国人投資に関する届出の基本原則 .....	15
(1) 事前の届出 .....	15
(2) 事後の届出 .....	15

2. 類型による外国人投資の手続き .....	16
(1) 新株などの取得による外国人投資 .....	16
(2) 舊株などの取得による外国人投資 .....	26
(3) 長期借款の方式による外国人投資 .....	35
(4) 合併などによる株式などの取得 .....	37
3. 工場設立及び事業開始の際 .....	39
必要な認・許可の請願事務	
(1) 外国人投資に関連した認・許可の請願事務 .....	39
(2) 類型による請願事務 .....	41
(直接処理 / 一括処理 / 個別処理の請願事務)	
4. 外国人投資企業に対する事後管理 .....	51
(1) 外国人投資企業の變更登録 .....	51
(2) 關稅などを免除され導入した資本財の處分 .....	52
(3) 外国人投資企業の追加事業の經營 .....	53
(4) 外国人投資企業の他國內企業の株式取得 .....	53
(5) 株式などの讓渡及び減少に関する届出 .....	55
. 外国人投資に対する支援 .....	57
1. 租稅に対する支援 .....	57
(1) 租稅支援制度の意義 .....	57
(2) 租稅減免の對象 .....	57
(3) 租稅減免の細部の内容 .....	61

(4) 租税減免の申請及び決定手続き	64
(5) 技術導入の代償に対する租税免除	68
<b>2. 国・公有財産の賃貸並びに賃貸料の減免</b>	<b>70</b>
(1) 国有財産の賃貸及び賃貸料の減免	70
(2) 公有財産の賃貸及び賃貸料の減免	73
(3) 国・公有財産の賣却、賃貸及び賃貸料減免の申請手続き	73
<b>3. 關稅に對する支援</b>	<b>75</b>
(1) 關稅の減免	75
(2) 輸入通關上の特例	76
(3) 資本財の出資に関する特例	78
(4) 資本材の事後管理	79
<b>4. その他</b>	<b>81</b>
<b>. 外國人投資地域</b>	<b>83</b>
<b>1. 外國人投資地域の指定・開發・管理</b>	<b>83</b>
(1) 指定の基準	83
(2) 指定の權限を持つ者	84
(3) 指定の手續き	84
(4) 開發・管理	85
(5) 指定の解除	85

2. 外国人投資地域に対する支援 .....	85
(1) 租税の減免 .....	85
(2) 賃貸料・交通誘発負担金の免除及び支援たどのインセンティブ .....	86
(3) 外国人投資地域の開発に対する支援 .....	86
(4) 外国人投資地域に対する他法律の適用排除 .....	87
(5) 輸出自由地域に対する経過措置 .....	87

■ 別添 対内直接投資関連の様式

## 概要

### 1. 対内直接投資の概念

#### (1) 対内直接投資の定義

##### ■ 国内企業の株式あるいは持分の取得 (法第2条第1項第4号カ)

○ 外国人が、韓国の法人又は国民が営んでいる企業の経営活動に参加するなど、当該法人あるいは企業との持続的経済関係の樹立を目指し、当該法人あるいは企業の株式又は持分を所有すること

ー 投資金額(二人以上の外国人が共同で投資する場合は一人当たりの投資金額)が5千万ウォン以上でなければならない(令第2条2項の但し書)。

ー 外国人が、当該法人あるいは企業の発行した議決権のある株式の総数又は出資の総額の10%以上を所有すること(令第2条第2項第1号)

ー 外国人が、当該法人あるいは企業の発行した議決権のある株式の総数又は出資の総額の10%未満を所有しているが、当該法人あるいは企業と次のような契約を締結する場合(令第2条第2項第2号)

イ. 役員の派遣及び選任の権限を持つ契約

ロ. 1年を超える期間の間、原材料又は製品を納品したり購入する契約

## 八．技術の提供・導入もしくは共同研究開発の契約

### ■ 長期借款 (法第2條第1項第4號ナ)

- 外國人投資企業の海外の親會社、又はその親會社と資本の出資關係のある企業が當該外國人投資企業に貸し付ける年以上の借款

### 資本の出資關係のある企業 (令第2條第3項)

- － 海外の親會社の發行した株式又は出資の總額の50%以上を所有している企業。
- － 海外の親會社が、外國人投資企業の發行した株式の總數又は出資の總額の50%以上を所有していながら次に該當する企業
  - イ. 海外の親會社の發行した株式の總數又は出資の總額の10%以上を所有している企業
  - ロ. 海外の親會社の發行した株式の總數又は出資の總額の50%以上を所有している企業

## (2) 外國投資家及び出資の目的物

### ■ 外國人の意味 (法第2條第1項第1號)

- 外國の國籍を保有している個人

- 韓国の国民のうち、外国の領土にこれに準ずる滞在の許可を取得した場合も外国人の範囲に含まれる
- 国内に準永久的に滞在している華僑(滞在資格一居住(F2))による投資は外国人投資から除外される
- 外国の法律に基づき設立された外国法人
- 外国政府の対外経済協力の業務を代行する機関、IFC(国際金融公社)、IBRD(国際復興開発銀行)、ADB(アジア開発銀行)などの国際機関及び対外投資の業務を扱った代行する国際機関
- 外国投資家の定義(法第2条第1項第5号)
  - 外国人投資促進法により株式又は持分を所有している外国人を意味
- 外国人投資企業の定義(法第2条第1項第6号)
  - 外国投資家が出資した企業

出資の目的物(法第2条第1項第7・8号)：外国人投資促進法により外国投資家が株式などを所有する為に出資するもの

  - 外国為替取引法による対外支給の手段又はその交換によって生じる内国支給の手段

- 資本財 : 機械、機具・資材、施設品、家畜、種子、樹木など
  - － 船舶、車両、航空機などを含んだ産業施設としての機械、機具・資材、施設品、器具、部分品、付屬品及び農業、林業、水産業の発展に必要な家畜、種子、樹木、魚・貝類
  - － 他に、主務大臣が當該施設の初の試運轉に必要と認める原料・豫備品及びその導入に伴う運賃・保険料、その上施設したアドバイザーする技術又は用役
- 外國人投資促進法により取得した株式などから生じた果實(配當金)
- 産業財産權、知的財産權、他にこれに準ずる技術及びその使用に関する權利
  - － 知的財産權 : 著作權法による著作權のうち、産業活動に用いられる權利及び半導體の集積回路の配置設計に関する法律第2條第5號の規定による配置設計權(令第2條第4項)
  - － 指定の技術評價機關により評價された産業財産權などの價格は、認證を受けた鑑定價格として認められる
  - － 技術評價機關 : 韓國産業技術評價院、技術信用保證基金、環境管理公團、技術標準院、産業技術情報院、韓國科學技術研究院(ベンチャー企業の育成に関する特別措置法施行令第4條第1項)

産業財産權、知的財産權などを出資する際の留意點 : 使用料の所得に対する税金を源泉徴収しなければならない場合があるので、出資の目的物が高度技術である場合は、租税を免除される爲に租税特例制限法第121條の6により技術導入

の代價に對する法人税などの免除を申請しなければならない。

- 外國人の國內支店あるいは事務所の清算によつた殘餘財産
  - － 外國人が國內所在の支店あるいは事務所を廢止し他の内國法人へ轉換したり外國人が株式などを所有している内國法人が解散する場合、當該支店や事務所又は法人の清算によつて當該外國人に分配される殘餘財産
- 海外の親會社、又はその親會社と資本の出資關係のある企業が外國人投資企業に貸し付ける年以上の借款及び海外からの借入金に對する償還の額
- 外國人が所有している次の株式
  - － 外國の有價證券市場に上場又は登録された外國法人の株式
  - － 外國爲替取引法によつて外國人が所有している株式
- 外國人が所有している國內の不動産
- その他の内國支給の手段
  - － 外國人投資促進法及び外國爲替取引法によつて外國人所有の韓國法人あるいは國民の經營する企業の株式や持分又は不動産を處分した代金

### (3) 投資金額及び比率

- 外國人の投資金額(二人以上の外國人が共同で投資する場合には一人当たり

の投資金額)は千萬元以上でなければならない(令第2條第2項の但し書)。

- 増額投資及び配當金を當該企業に出資する場合は投資金額の下限はない。
- 外國人の投資比率は10%以上を原則としているが、當該法人あるいは企業と以下の様な契約を締結する場合には10%未満も可能(令第2條第2項第2號)
  - 役員 の派遣及び選任の權限を持つ契約
  - 1年を越える期間の間、原材料又は製品を納品したり購買する契約
  - 技術の提供・導入もしくは共同研究開發の契約

## 2. 外國人投資關連の法令

### ■ 基本法令

- 外國人投資促進法 / 施行令 / 施行規則
- 外國人投資及び技術導入に関する規定(産業資源部告示)
- 外國人投資などに関する租稅減免の規定(財政經濟部告示)
- 租稅特例制限法令(第5章 : 外國人投資などに対する租稅の特例)

### ■ 外國人投資促進法の目的(法第1條)

- 外国人投資に対する支援及び便宜の提供を通じて外国人投資の誘致を促進することにより国民経済の健全たる発展に貢献することが目的

#### ■ 外国人投資促進法の性格

- 外国人投資制度を外国投資家を中心として改編し、地方政府が外国人の投資を誘致する為に努力する制度的環境を造成

#### ■ 外国人投資促進法と他の個別法との関係

- 外国人投資は"外国人投資促進法及び関係法令により外資としての要件を満たす外国人の直接投資のみを対象とする
- 外国為替及び対外取引に関する事項は、同法に定めた特別の規定を除いては外国為替取引法の規定に従う
- 外国人投資企業も国内法に基づき設立された内国法人である為、外国人投資促進法による手続きを経たとしても各個別法上純然たる国内法人に適用される法律の適用を受けるのみならず、当該事業の経営の為には各個別法による認・許可を受けなければならない。

### 3. 外国人投資の対象業種 9頁

- 基本原則：韓国標準産業分類(統計廳告示第2000—1號)による總1,121業種のうち、公共行政、外務、國防など外国人投資促進法第4條に關連した

63業種を除いた業種(1,058業種)

外国人投資の禁止事由(法第4条第2項)

イ. 國の安全及び公共秩序の維持に支障を來たす場合

ロ. 國民經濟の健全たる發展に悪影響を與える場合

ハ. 大韓民國の法令に反する場合

－但し個別法によって外国人投資の持分を制限した国内企業との合辯を義務付けた業種は部分的に開放

#### 4. 對内直接投資の類型

■ 新株・舊株の取得が可能であり法人以外の個人事業者形態の投資に對しても制限はない。

○ 新株などの取得による外国人投資(法第5條)

－ 法人設立又は既存法人の増資の際、新株を引受

○ 舊株などの取得による外国人投資(法第6條)

－ 国内法人(外国人投資企業を含む)が既に發行した株式を取得

○ 合併などによる株式などの取得

○ 長期借款方式の外国人投資(法第8條)

## &lt;外国人投資の対象業種&gt;

## ■外国人投資の対象業種

○業種の総数(1,058)

- 全面開放の業種 : 1,029業種

- 部分開放の業種 : 27業種(許容基準を満たす場合外国人投資可能)

- 未開放の業種 : 2業種(2001年4月現在 : ラジオ・テレビ放送業)

○外国人投資の制限業種及び許容基準(部分開放の業種を含む) : 29業種

業種名(標準産業分類)	許容基準 <sup>1</sup>	向後の開放時期 <sup>2</sup>
穀物及びその他の食糧作物の栽培業(01110)	- 稲及び麦の栽培を除いて許容	
肉牛の飼育業(01212)	- 外国人の投資比率が50%未満の場合に限って許容	
近海漁業(05112)	- 外国人の投資比率が50%未満の場合に限って許容	
沿岸漁業(05113)	- 外国人の投資比率が50%未満の場合に限って許容	
新聞発行業(22121)	- 外国人の投資比率が30%未満の場合に限って許容	
雑誌及び定期刊行物の発行業(22122)	- 外国人の投資比率が50%未満の場合に限って許容	
核燃料の加工業(23300)	- 原子力発展燃料の製造及び供給事業を除いて許容	

註1) 当該業種に対する現時点に於ける外国人投資の許容基準を意味する。従って許容基準のない業種に対する外国人投資は許されない。

註 2) 特定の内容なしに年月日のみ表示されている場合はその時期が到来すると全面開放になる。部分開放又は開放拡大など表示されている場合はその時期が到来すると部分的開放になった。開放の幅が拡大する。

業種名(標準産業分類)	許容基準 <sup>1</sup>	向後の開放時期 <sup>2</sup>
発電業(40110)	<p>-政府投資機関管理基本法第2条第1項の規定による政府投資機関の運営する発電事業は、次の各号の要件を全て満たす場合に限り許容し、その他の場合には全面許容(但し、原子力を利用する発電業は運営機関に関わらず一切許容されない)</p> <p>1. 外国人の投資比率が50%未満であること</p> <p>2. 外国投資家が所有する議決権のある株式などは内国民の第1株主より低くなければならない。</p>	
送電業(40121)	<p>-以下の場合に限り許容</p> <p>1. 外国人の投資比率が50%未満であること</p> <p>2. 外国投資家が所有する議決権のある株式などは内国民の第1株主より低くなければならない。</p>	
配電及び販売業(40122)	-送電業の許容基準と同様	
肉類卸売業(51312)	-外国人の投資比率が50%未満の場合に限り許容	
内航旅客運送業(61121) 内航貨物運送業(61122)	<p>-許容対象：韓国と北朝鮮との旅客又は貨物運送</p> <p>-韓国の船舶会社と合弁し、その上外国人の投資比率が50%未満の場合に限り許容</p>	

業種名(標準産業分類)	許容基準 <sup>1</sup>	向後の開放時期 <sup>2</sup>
定期航空運送業(62100)	-外国人の投資比率が50%未満の場合に限って許容	
不定期航空運送業(62200)	-外国人の投資比率が50%未満の場合に限って許容	
電気通信回線設備の賃貸業(64211)	-基幹通信事業は、外国の政府・外国人又は次の各目に該当する内国法人(外国人など)が所有している株式又は持分の合計が議決権のある株式の総数あるいは総持分の100分の49以下の場合に限って許容(但し韓国電気通信公社の場合、外国人などは大株主になれず、外国人の投資比率は100分の33以下、一人当たりの投資比率は15%以下に限って許容) イ.外国の政府又は外国人の所有している株式又は持分の比率が100分の50以上の法人 ロ.外国の政府又は外国人が大株主である法人として大株主の所有している株式又は持分の比率が100分の15以上の法人	韓国電気通信公社の外国人の投資比率は、2001年4月9日から49%まで許容
有線電話及びその他の有線通信業(64219)	-電気通信回線設備の賃貸業に対する許容基準と同様	
無線電話業(64221)	-電気通信回線設備の賃貸業に対する許容基準と同様	

業種名(標準産業分類)	許容基準 <sup>1</sup>	向後の開放時期 <sup>2</sup>
無線呼出及びその他の無線通信業(64229)	-電気通信回線設備の賃貸業に対する許容基準と同様	
その他の電気通信業(64299)	-通信衛星及び通信衛星地球局の運営は無線電話業と同様の基準で許容 -放送電送のサービスは100分の49以下の場合に許容	
国内銀行(65121)	-市中銀行及び地方銀行に限り許容	
投資信託会社(65931)	-証券投資信託業は全面許容し金銭信託業は一般銀行又は特殊銀行がその本来の事業と兼ねる場合に限り許容	
放射性廃棄物の収集運搬及び処理業(90230)	-電気事業法第82条による放射性廃棄物の管理事業を除いて許容	
ラジオ放送業(92131)		
テレビ放送業(92132)		
放送チャンネル使用事業(87221)	-外国人の投資比率が33%以下の場合に許容(但し総合編成及び報道プログラムの専門編成のチャンネル使用事業は未開放)	
総合有線及びその他の有線放送業(87222)	-総合有線放送業に対し外国人の投資比率が33%以下の場合に許容(但し中継有線放送事業は未開放)	
衛星放送業(87223)	-外国人の投資比率が33%以下の場合に許容	
ニュース提供業(88100)	-外国人の投資比率が25%未満の場合に許容	

## ・ 外国人投資の保護及び自由化

外国人投資促進法の規定によらない外国人投資は、配当金の送金に対する保障や内国民の待遇など外国人投資の保護対象から除外される。

### 1. 対外送金の保障

- 外国投資家の取得した株式などから生じた果實(配当金)、株式などの売却代金、長期借款の契約により支給される元金及び手数料、技術導入の契約により支給される代償などの対外送金に対する保障(法第3条第1項)

対外送金に関しては、外国為替取引法による外国為替銀行長の確認が必要(令第4条第1項)

- 外国為替取引法上、天災地變・戦時・国内外の経済状況の重大かつ急激な変動などにより取られる外国為替取引の停止その他の制限措置は外国人投資促進法上の外国人投資には適用されない(外国為替取引法第6条第4項)。

### 2. 内国民と同等の待遇

- 営業活動に対する内国民待遇の原則

— 外国投資家及び外国人投資企業は法律に特別の規定のない限りその営業に対し内国民又は内国企業と同等の待遇を受ける(法第3条第2項)。

租税減免や立地の選定などについてはむしろ内国民より優遇される。

- 外国人投資企業の届出以外の営業手続きの簡素化(法第22条第3項)
  - －外国人投資企業が、投資許容の業種を追加して営む場合は届出制を廃止
  - －外国人投資企業が他社の株式を取得する際、その手続きが簡素化

### 3. 外国人投資の自由化

- 法令に反しない限り原則として外国人投資に対し制限のないことを宣言(法第4条第1項)
  - －但し、國の安全・保健衛生・環境保全に害を及ぼす場合には外国人投資の制限が可能
- 外国人投資促進法以外の他法令及び告示などにより外国人又は外国人投資企業を内国民あるいは内國法人に比べ、不利に待遇したり追加的義務を負担させるなど外国人投資を制限している場合には毎年これを統合して公告しこれを改正したり追加しようとする場合にはあらかじめ産業資源部長官と協議(法第4条第4項)

## ・外国人投資に関する届出及び認・許可

### 1. 外国人投資に関する届出の基本原則

#### (1) 事前の届出

- 新株の取得による外国人投資の届出
- 舊株などの取得による外国人投資の届出(但し防衛産業を営む企業の舊株を取得する際は産業資源部長官の審査及び許可が必要)
- 長期借款の方式による外国人投資の届出
- 上記の外国人投資に関する内容変更の届出

#### (2) 事後の届出

- 合併などによる株式などの取得：株式などの取得日より30日以内に届出の受付機関の長に届け出る
- 株式又は持分の譲渡及び減少に関する届出(契約を締結した日より30日以内)
- 外国人投資企業の登録変更及び抹消の申請

#### ■届出の受付機関

- －受託機関として指定された国内銀行の本・支店及び外国銀行の国内支店
- －大韓貿易投資振興公社(KOTRA)内の外国人投資支援センター(KISC)及びKOTRAの国内・海外貿易センター

## 2. 類型による外国人投資の手続き

### (1) 新株などの取得による外国人投資

#### (投資の形態)

新設法人の設立(単独又は合弁)

国内企業(外国人投資企業を含む)の増資に参加

#### ■外国人投資の届出(法第5条第1項)

##### ○届出人及び届出の受付機関

－届出人：外国投資家又は代理人(代理人の場合は委任状を添付)

－届出の受付機関：国内銀行の本・支店、外国銀行の国内支店、KOTRA  
(KISC、国内及び海外の貿易センター)

##### ○提出書類

－新株などの取得による外国人投資の届出書(2部)

- 代理人であることを証明する書類(委任状)
- その他の書類 : 該当する場合に限って提出(寫しを各1部ずつ)
  - ・ 技術評価機関が評価した産業財産権、知的財産権などの価格評価の内容を證する書類
  - ・ 支店や事務所又は法人の清算により生じた残余財産であることを證する書類
  - ・ 韓國の金融機關によって認められた海外からの借入金に対する償還の額であることを證する書類
  - ・ 外國人の投資比率が10%未滿の場合、以下の各號に當たる契約書類
    - イ. 役員の派遣及び選任の權限を持つ契約
    - ロ. 1年を越える期間の間、原材料又は製品を納品した購買する契約
    - ハ. 技術の提供・導入もしくは共同研究開發の契約
  - ・ 株式又は不動産を處分した代金であることを證する書類
  - ・ 外國の有價證券市場に上場又は登録された外國法人の株式、あるいは外國為替取引法により外國人所有の株式に當たる株式であることを證する書類

- ・ 出資しようとする不動産に対する 外国為替取引法第18条の規定による資本取引の届済証

○ 届出の処理期間

－ 処理期間 : 即時

－ 処理方法 : 届出の受付機関は記載事項が漏れているかどうか、外国人投資の定義に符合するかどうか、営む業種が除外(不許可)業種及び制限業種に該当するかどうかなどを確認の上、届済証を交付

■ 新株の取得などによる外国人投資資金の導入

○ 現金で導入する場合

－ 韓国内の外国為替銀行の本・支店へ送金

海外から韓国内の外国為替銀行の本・支店へ投資資金を送金するが、受取人は外国人投資企業名で送金しなければならない。

外国人投資企業の商号は假称であっても構わない。

海外から送金又は預けられた投資資金は、銀行に一時的に預けられた後法人設立の登記の前に有価証券の引受契約を申請する證據金の勘定である株式出資金の拂込口座へ振り込まれ、銀行はこの時法人設立の登記の際必要とされる 株式出資金の拂込保管証 を發給することとなる。

銀行は、法人設立の前後に送金された外貨を通貨ウォンで買い入れ、外貨(買入・預け)証明書を發給する

外貨資金の送金      外貨の預け(買入)      株式出資金の拂込口座へ  
入金      株式出資金の拂込保管證明書の發給      法人設立の登記

－税關を通じた携帯・搬入の場合

現金、旅行者小切手などの支給手段を携帯・搬入する場合は管轄の税關(空港の税關など)に登録(外國爲替取引規定第6―2條)

外國爲替銀行に非居住者の外貨勘定を開設して入金(非居住者の外貨勘定を開設する際、外國爲替登録證及びパスポートが必要)

株式出資金の拂込口座に入金：株式出資金の拂込保管證明書を發給  
(法人設立の登記の際必要)

○資本材を現物で導入する場合

導入物品の明細書を部作成し、船積みの前に外国人投資の届出機關(KO TRA又は外國爲替銀行の本・支店)に検討・確認を申請

- ・提出書類：導入物品の確認申請書(3部)、物品賣り渡し確約書など價格を證する書類

資本財の導入完了の際、現物出資完了の確認を申請

- ・ KISCに派遣された關稅廳の職員に現物出資完了確認の申込書(2部)と輸入届濟證を提出

現物出資完了の確認書を發給され、法人設立の登記の際使用

現物出資などの資本財を導入する場合、資本財の導入及び法人設立の登記を行う前に事業者登録を申請しなければ付加價値稅の控除は不可能である

■ 法人設立の登記、事業者登録、外国人投資企業の登録

- 法人設立の登記及び事業者登録は、非訴訟件の手續法や法案稅法などの規定に従う

－ 事業者登録は KISCに派遣された國稅廳の職員に申請できる。

- 外国人投資企業の登録(法第21條第1項、令第27條)

－ 出資目的物の拂込を完了した場合、又舊株を取得(當該舊株などの代金を清算)した場合は30日の過ぎないうちに届出の受付機關に登録を申請

－ 出資目的物の拂込完了の前であっても外国人が5千萬ウオン以上を投資した場合(法第21條第2項)

－ 提出書類

- ・外国人投資企業登録申請書
  - ・外国為替(買入、預け)証明書(資本財の場合には現物出資完了の確認書)
  - ・法人登記簿謄本(個人事業者の場合は事業者登録證)
  - ・商法第422條の規定による検査人の調査報告書又は鑑定家の鑑定結果書  
(株式及び国内の不動産を出資する場合に限る)
- 外国人投資企業の登録抹消(法第21條第3項)
- 登録された外国人投資企業が廢業、又は2年以上事業活動を行わない場合
  - 登録された外国人投資企業又は外国投資家が、法第28條第4項の規定による是正の命令に従わない場合
  - 登録された外国人投資企業に解散の事由が発生した場合
  - 外国投資家が登録の抹消を申請した場合
  - 外国投資家及び外国人投資企業が登録證を他人に譲渡したり貸與した場合
  - 出資の目的物を拂い込むかのように見せかけ、外国人投資企業の登録を行った場合

■ 工場の設立及び事業開示の際必要な認・許可

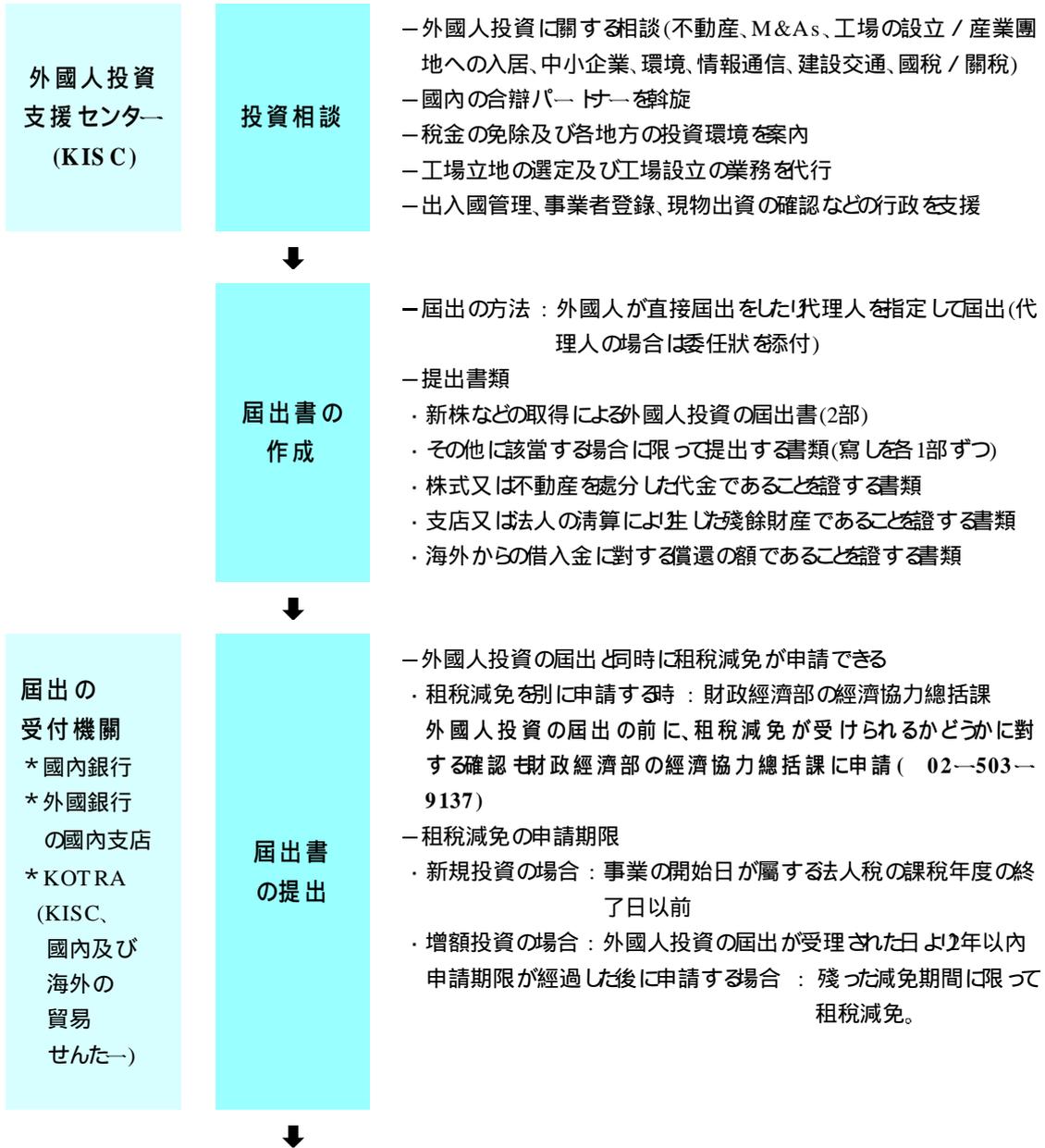
- 外国人投資企業は必要の場合、工場設立などの事業に対する承認及び外国人投資企業を営む為の認・許可を受けなければならない。

一 請願の性格や処理機関及び手続きによって直接処理の請願、一括処理の請願、個別処理の請願に分類しそれぞれの手続きに従って処理

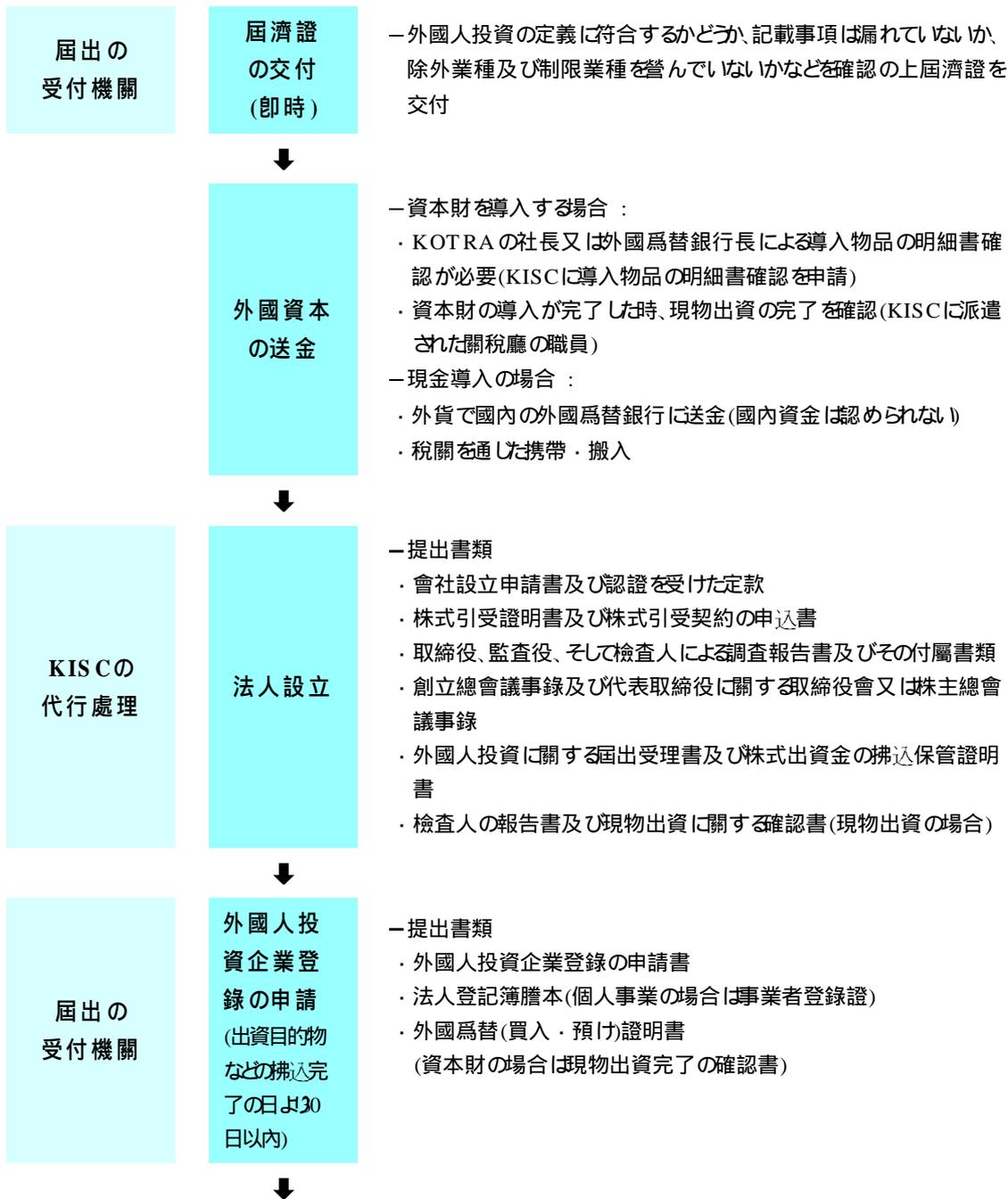
工場設立及び事業開始の際必要な認・許可の請願事務に於いて詳述

39

<新株の取得による外国人投資の手続きの流れ>



對内直接投資制度の案内



對内直接投資制度の案内



## (2) 舊株などの取得による外国人投資

### (投資の形態)

内国民の株主が所有している国内企業(又は外国人投資企業)の舊株を外国投資家が取得

外国投資家と内国民の株主との直接取引  
有價証券市場に於いて取得(10%以上)

### ■ 外国人投資の届出及び許可に関する申請(法第6條第1・3項)

#### ○ 防衛産業體を除く企業の舊株を取得：届出制

##### －届出人及び届出の受付機關

- ・ 届出人：外国投資家又は代理人(代理人の場合は委任狀を添付)
- ・ 届出の受付機關：国内銀行の本・支店、外国銀行の国内支店、KOTRA (KISC、国内及び海外の貿易センター)

##### －提出書類

- ・ 舊株などの取得による外国人投資の届出書(2部)

##### －その他の書類(該当する場合に限って各1部を提出)

- ・ 譲受人の關係が特別であることを確認する書類(譲受人が二人以上の場合)

- ・ 支店や事務又は法人の清算によつて生じた残余財産であることを證する書類
- ・ 韓國の金融機關によつて認められた海外からの借入金に對する償還の額であることを證する書類
- ・ 出資する株式が、令第2條第5項の各號に該當することを證する書類、そして出資する株式及び取得する株式間の交換金額・交換比率など交換の條件が明示された株式の譲り受け(讓渡)契約書
- ・ 外国人の投資比率が10%未滿の場合には以下の各號に該當する契約書類
  - イ. 役員の派遣及び選任の權限を持つ契約
  - ロ. 1年を越える期間の間、原材料又は製品を納品したり購買する契約
  - ハ. 技術の提供・導入もしくは共同研究開發の契約
- ・ 株式又は不動産を處分した代金であることを證する書類
- ・ 外國の有價證券市場に上場又は登録された外國法人の株式、あるいは外國爲替取引法によつて外國人所有の株式に該當する株式であることを證する書類
- ・ 出資しようとする不動産に對する外國爲替取引法第18條の規定による資本取引の届済證

－届出の処理期間及び方法

- ・ 処理期間 : 即時
- ・ 処理方法 : 届出の受付機関は記載事項が漏れていないか、営為業種が除外業種及び制限業種に該当するかどうかなどを確認の上届済證を交付

- 防衛産業體の舊株を取得する場合 : 許可制

－許可の申請者及び申請受の付機関

- ・ 申請者 : 外國投資家又は代理人
- ・ 申請の受付機関 : 産業資源部の投資政策課( 02—500—2450)

－提出書類

- ・ 舊株などの取得による外國人投資の許可申請書(2部)

－その他の書類(該當する場合に限って各1部を提出)

- ・ 譲受人の關係を確認する書類(譲受人が二人以上の場合)
- ・ 支店や事務所又は法人の清算によつて生じた殘餘財産であることを證する書類

- ・ 韓国の金融機関によって認められた海外からの借入金に対する償還の額であることを證する書類
- ・ 株式又は不動産を処分した代金であることを證する書類
- ・ 外國の有價證券市場に上場又は登録された外國法人の株式、あるいは外國爲替取引法によ外國人所有の株式に該當する株式であることを證する書類
- ・ 出資しようとする不動産に対する外國爲替取引法第18條の規定による資本取引の届済證

－處理期間及び方法

- ・ 處理期間：15日(やむをえない場合は15日延長可能)
- ・ 處理方法：主務大臣と協議の上許可するかどうかについて決定し、決定結果を申請者に通知(條件付で許可する場合もある)

【参考】防衛産業體の現況(2001年4月現在)

企業名(76企業體)

(株)江南、クアンナム特裝車(株)、國際總合機械(株)、クムホ産業(株)、キア自動車(株)、ナショナルプラスチック(株)、デトギヤ(株)、(株)デヨン、デシン金屬(株)、デヤン電氣工業(株)、大宇電子(株)、大宇造船工業(株)、大宇總合機械(株)、大宇通信(株)、デウォン綱業(株)、(株)大韓空港、トシヨシ重工業(株)、東洋鋼鐵(株)、東洋ライニング工業社(株)、(株)トシヨシ電氣、(株)トウレア-メタル、トウウォン重工業(株)、(株)ロウテクノロジー、バレオマン電場システムコリア(株)、サムゴン物産(株)、三星電子(株)、三星テレス(株)、サムスンテクウイン(株)、サムヤング化學工業(株)、サムウ金屬工業(株)、(株)サムジヨンタービン、(株)ソウルエンジニアリング、セツパングハイテク(株)、(株)スウォン支管、サンヨング重工業(株)、LGインテック(株)、LG電線(株)、連合精密(株)、オリエンタル工業(株)、ウイア(株)、ユニモテクノロジー(株)、(株)銀星社、(株)イオシステム、(株)イテアイ、(株)イルシン通信(株)、ジェイル精密工業(株)、シヤング工業(株)、(株)シノイヨング精機、昌原特殊鋼(株)、天池産業(株)、(株)カスコ、(株)泰山精密、(株)テックラフ、統一重工業(株)、平和産業(株)、浦港總合製鐵(株)、(株)プンサン、韓國レイコム(株)、韓國ロスワックス工業(株)、韓國熱處理(株)、韓國重工業(株)、韓國通信機産業(株)、韓國航空宇宙産業(株)、(株)韓國ファイバー、韓國DTS(株)、漢羅スペック重工業(株)、ハンベルヘリコプター(株)、ハンイル鍛造工業(株)、韓進重工業(株)、(株)ハンファ、現代モビス(株)、現代電子産業(株)、現代重工業(株)、ヒョプシヨシ精密工業(株)、(株)ヒュウニテクノロジー、S K S P

■ 舊株の取得による外貨資金の導入

○ 国内の外国為替銀行の本・支店に送金する時：

－ 外国為替銀行を通じて送金した後契約条件に従ってこれを賣却し、内國の通貨で既存の株主に支給、又は外貨で外国為替銀行を通じた勘定間の振込み方式によ支給

－ 但し、外貨を直接引き出して既存の株主に支給しようとする場合には韓国銀行の總裁から許可を得なければならない。

\* 外国為替銀行から外国為替(買入・預け)證明書を交付されること：外国人投資企業登録の際必要

○ 税關を通じて携帯・搬入する時：

－ 管轄の税關(空港の税關など)に登録後、外国為替銀行に於いて通貨ウォンに兩替し、内國の通貨で既存の株主に支給、又は外貨で外国為替銀行を通じた勘定間の振込みによ支給

\* 外国為替銀行から外国為替(買入・預け)證明書を交付されること  
：外国人投資企業登録の際必要

■ 外国人投資企業の登録及び個別處理の請願事務に関する許可などの取得

○ 外国人投資企業の登録(法第21條第1項、令第27條)

－ 舊株の取得後、30日以内に届出の受付機関に登録を申請

－ 提出書類：外国人投資企業の登録申請書、外国為替(買入・預け)証明書、法人登記簿謄本(個人事業の場合は事業者登録證)

○ 個別処理の請願事務に関する許可などの取得

－ 舊株の取得の場合にも独占規制及び公正取引に関する法律の規定(第12條)により企業結合の届出など個別法による許可などを取得しなければならない。

#### ■ 留意事項

○ 買入・相續・遺贈又は贈與などによる株式の取得及び譲渡などに関する届出(法第7條第1項第3號)との區別

－ 外国人が、登録された外国人投資企業の株式を外国投資家から買入・相續・遺贈又は贈與により取得する場合には株式を取得してから30日の過ぎないうちに株式の取得に関する届出をしなければならない(外国投資家が法第23條によつて株式の譲渡に関する届出をした場合には当該外国人の株式の取得に関する届出の義務は免除)

○ 有價証券市場に於いて取得(令第7條第6項)

－ 外国人が、証券取引法によつて有價証券市場に於いて9%の株式を取得していた状態で、1.1%の株式を追加して取得しようとする場合(株式取得の總比率が10%以上になる場合)、1.1%の追加株式に對し舊株などの取得による外国人投資

の届出(又は許可の申請)をしなければならない。

－制限業種の舊株の取得限度に関する計算

- ・ 当該外国人が、有價証券市場に於いて取得した舊株はその取得限度に含まれ、当該外国人以外の外国人が有價証券市場に於いて取得した舊株は当該業種に対する外国人投資比率の制限範囲による取得限度には含まれない。

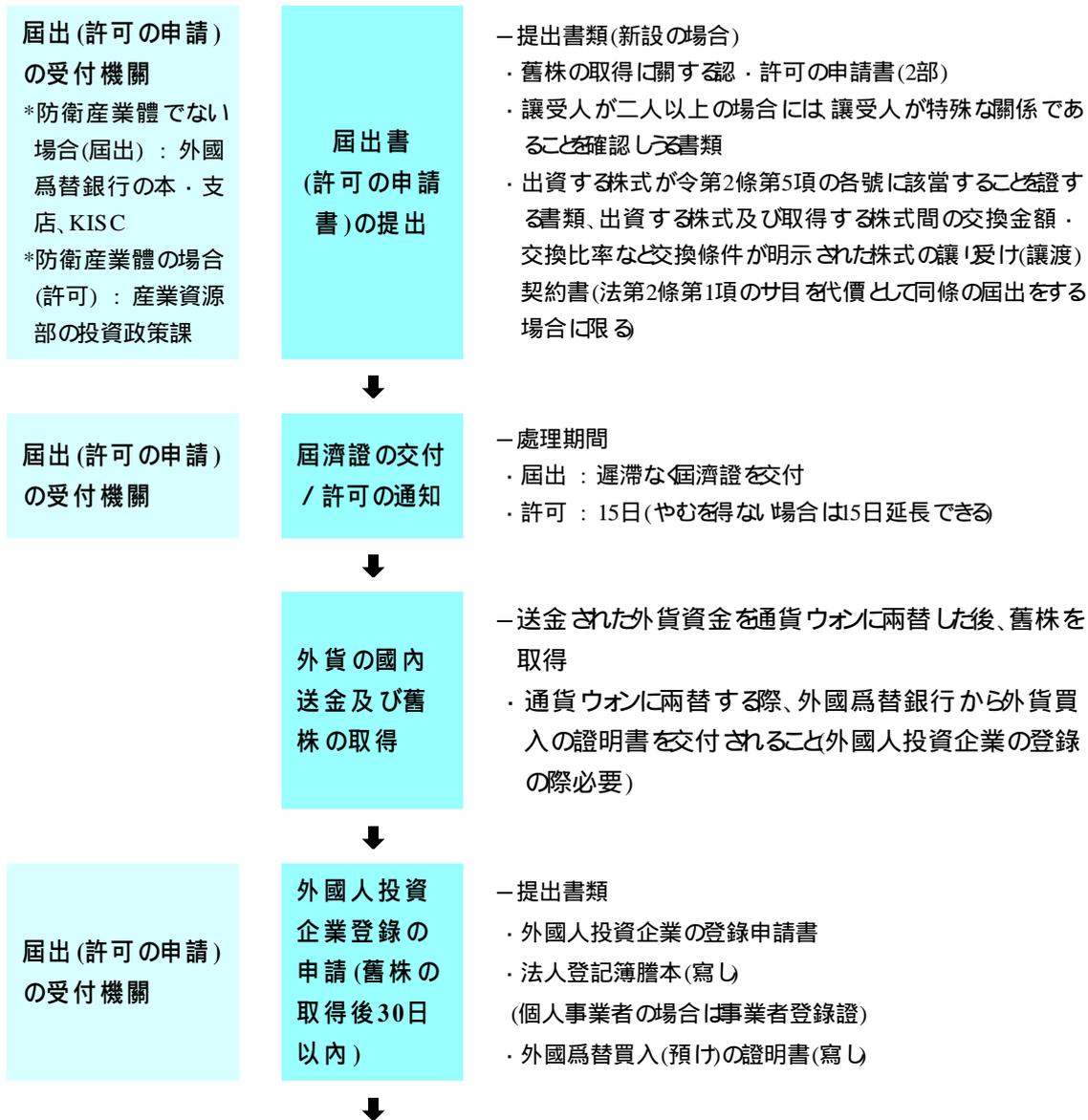
○ 制限業種を営む企業の舊株を取得(令第7條第6・7・8項)

- － 制限業種を種類以上営んでいる企業の舊株を取得する場合は、当該企業が営んでいる業種の中で外国人投資比率の許容範囲が最も低い業種の外国人投資比率がその許容限度である
- － 企業の總賣上高のうち、制限業種の賣上高の比率が1%未満の場合はこれを当該企業の営む業種として見なさない。
- － 外国人が舊株を取得した後、当該企業の總賣上高のうち制限業種の賣上高が1%を越えるようになった場合には、その賣上高の基準を超過した事業年度の決算確定日より3か月が過ぎないうちに当該舊株などを韓國の國民又は法人に譲り渡さなければならない。

○ 舊株の取得に於いて譲受人が二人以上であって、届出(許可の申請)を必要とする場合

- － 外国人及び当該外国人と特殊の関係のある人(令第7條第1項に明示)が共同で舊株を取得する際

< 舊株などの取得による外国人投資の手続きの流れ >



届出(許可)の  
後、変更事項  
の届出

－外国人投資企業の變更登録(外国人投資企業の登録後) :  
外国人投資の内容に變更が生じ、その變更事項に關して届  
出をしなければならぬ事由が発生した時、法第7條の合併な  
どによる株式などの取得に關する届出及び法第23條の株式  
の讓渡に關する届出の際

### (3) 長期借款の方式による外国人投資

#### ■ 外国人投資の届出(法第8條第1項)

##### ○ 届出人及び届出の受付機關

－届出人 : 外國投資家又は代理人(代理人の場合は委任狀を添付)

－届出の受付機關 : 國內銀行の本・支店、外國銀行の國內支店、KOTRA  
(KISC、國內及び海外の貿易センター)

##### ○ 提出書類

・ 長期借款の方式による外国人投資の届出書(2部)

・ 海外の親會社、又は當該親會社と資本出資の關係のあることを證する書類  
(寫し1部)

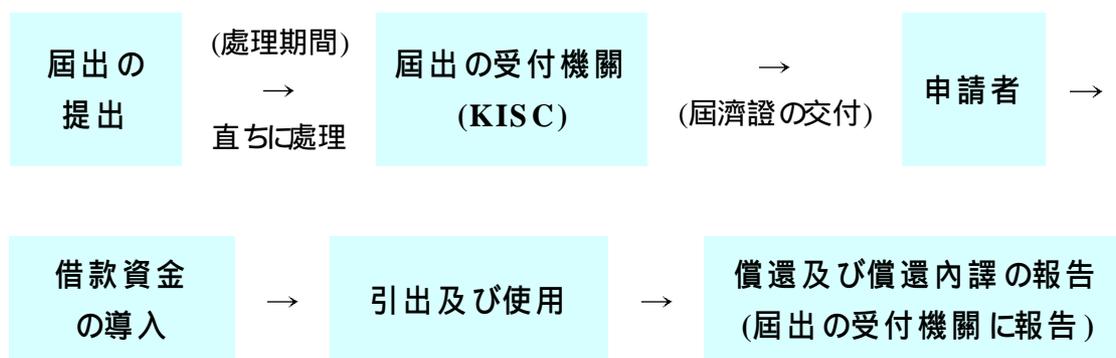
・ 借款契約書(寫し1部)

##### ○ 長期借款方式の外国人投資の變更に關する届出

- 借入契約の変更の際：届出書(2部)及び変更契約書(寫し1部)
- 借入提供者の変更の際：届出書(2部)及び変更契約書(寫し1部)、海外親会社、又はその親会社と資本出資の関係のある企業であることを証する書類(寫し1部)

○ 届出の処理期間：直ちに届済証を交付

<長期借入の方式による外国人投資の手続きの流れ>



#### (4) 合併などによる株式などの取得

##### (形態)

外国投資家が、当該外国人投資企業の準備金・再評価積立金などが資本に転入することにより株式などを取得した場合

当該外国人投資企業が他の企業と合併する際、外国投資家が所有していた株式などにより合併後存続又は新設される法人の株式などを取得した場合

外国人が、登録された外国人投資企業の株式などを外国投資家から買入・相続・遺贈・贈與により取得した場合

外国投資家が、取得した株式などから生じた果實の出資により株式などを取得した場合

外国人が、個人の轉換借金・交換借金、株式預託證書及びこれと類似したものであって株式などに轉換・引受又は交換できる個人の借金や證書を株式などに轉換・引受・交換した場合

#### ■ 外国人投資の届出 (法第7条第1項)

##### ○ 届出人及び届出の受付機関

－届出人：外国投資家又は代理人(代理人の場合は委任状を添付)

－届出の受付機関：投資家が外国人投資の届済證を發給された機関

##### ○ 提出書類

－株式又は持分の取得に関する届出書(2部)



### 3. 工場設立及び事業開始の際必要な認・許可の請願事務

外国投資家の便宜を圖る爲、KISCが代行して支援

#### (1) 外国人投資に関連した認・許可の請願事務

##### ■ 請願の體系的分類

請願事務をその性格、處理機關及び手續きによ直接・個別・一括處理の請願事務に分類し、それぞれの處理手續きに従って處理

##### ■ 請願處理の關係機關との打ち合わせ(法第17條第4項)

- 請願を處理する機關の長は遲滞なく關係機關の長と打ち合わせをしなければならず打ち合わせを要請された關係機關の長は處理期間のうちに意見を提出
- 關係機關の長が同意しない場合にはその事由を明示しなければならず處理期間のうちに意見を提出しない場合には意見のないことと見なす。

##### ■ 市・道に外国人投資振興センターを設置

外国人投資に関連した認・許可の請願に対する円滑な處理を奨励し、關係機關との協力體系を構築するなど、遲滞なく地方自治體の外国人投資を積極的に推進する爲、市・道に外国人投資振興センターを設けるようとする(法第16條第1・2項)

## ■ 自動承認制

外国人投資に関連した全ての請願に対して処理期間を付與し、その処理期間のうち請願が処理されない場合、自動的に承認されたものと見なし行政官廳の處理遅延を防止(法第17條第5項)

## ■ 前(條件付)承認制

添付書類など一部の要件が具備していない場合、事後の補完を條件付として前承認を可能にすることにより認・許可に対する不確實性を除去(法第17條第10項)

## ■ 拒否時の手續規定を準備

### ○ 拒否事由の明示(法第17條第5項)

－ 處理期間のうち許可などの拒否について知らせる場合には、拒否決定の原因となる事實及びその法律的根據を具體的に明示し、書面をもって外國投資家に通報

### ○ 拒否事由の解消時、許可の義務(法第17條第7項)

－ 外國投資家が拒否の事由を解消し、許可要件を満たしたことを證する書類を提出する場合、外國投資家の請願を處理する機關の長は3日の過ぎないうちに許可をしなければならない。

－ 當初の拒否事由以外の事由を擧げて許可などを拒否することはできない。

## ■ その他の請願事務の処理に関する規定

- 外国人投資に関する請願を処理するに当たって法及び令に定めていない事項に対しては、請願事務の処理に関する法律の規定を適用(令第24条第13項)
- 外国人投資の届出の日から事業開始まで関係法令による許可などの必要な請願事務として、外国人投資促進法上の一括・個別・直接処理の請願などに列挙されない場合、外国投資家及び外国人投資企業の事業に対してはその法令の規定を適用しない(法第17条第11項)。

## (2) 類型による請願事務

### 直接処理の請願事務

#### ■ 概念(法第17条第2項)

- KISCに派遣された公務員が、所屬の行政機関の長から委任専決権を付與され直接処理できる請願事務
- 種類(7つ)： 滞留資格の付與、滞留資格の變更に関する許可、滞留期間の延長に関する許可、再入國の許可、外国人登録事項の變更、現物出資完了の確認、事業者登録

#### ■ 処理の手續き(令第24条第1項)

- 外国投資家又はその代理人がKISCに直接申請、関係行政機関から派遣された公務員が直ちに処理
- 該当個別法に定めた様式及び外国人投資促進法に定めた処理期間により処理
- 但し事業者登録の場合は事業開始の日より20日以内にKISCに事業者登録を申請(法人の場合、法人設立の届出と同時に申請可能) → 管轄の税務署に移送 → 管轄の税務署から事業者登録證を發給 → KISCに回申又は請願を申請した人が希望する場合には税務署から請願を申請した人に直接發給

■ 直接処理の請願事務の種類及び処理期間

請願事務名	根據法令	處理期間
1. 現物出資完了の確認	外国人投資促進法第30條第3項	即時
2. 滞留資格の付與	出入國管理法第23條	即時
3. 滞留資格の變更に関する許可	出入國管理法第24條第1項	即時
4. 滞留資格の延長に関する許可	出入國管理法第25條	即時
5. 再入國の許可	出入國管理法第30條第1項	即時
6. 外国人登録事項の變更に関する届出	出入國管理法第35條	即時
7. 事業者登録	付加價値税法第5條	7日

一括處理の請願事務

■ 概念 (法第17条第3項)

請願事務の性格及び処理期間などを考慮して5つの請願群に分類し、各請願に対する主要許可のある場合、それに伴う議題対象に関する許可も得たものと見なされる請願

■ 処理の手続き

- 外国人投資促進法に定めた請願の様式及び期間によって処理(令第24条第2項)
- 一括処理の請願申込書に、議題処理を希望する請願の明細書を添付

■ 請願事務の手続きの流れ(法第17条)



### 外国投資家の請願処理及び結果回申に際しての留意事項

処理期間延長の通報：当初の処理期間以内で延長可能

請願内容の補完要求：外国投資家の請願別条件及び補完時期を提示(補完処理の期間は請願の処理期間に算入しない)

条件付の承認：外国投資家の請願別の不備事項に対する補完を条件として前承認

許可などの拒否：拒否事由の解消後再申請(3日以内に許可)

#### <説明>

請願をした人が、KISCに申請書類の作成及び提出などの請願代行を依頼(市・郡・区に直接申請できる)

KISCが請願申請書類の作成及び移送(提出)を代行

- 一括処理及び個別処理の請願については、該当申込書に具備書類を添えて管轄の市・郡・区の長に提出する。その際議題処理を希望する請願の場合には議題処理の請願に関連した具備書類も同時に提出

KISCは請願申請書類の移送(提出)の事実を該当市・道の外国人投資振興センターに通報

KISCから地方自治體に移送された書類は、文書係1を経て請願擔當の各部署に受け付けられる。協議機關との打ち合わせが必要な場合は、請願處理機關の長(擔當部署)は直ちに打ち合わせを要請

各請願の擔當處理課：工場設立及び事業計畫に関する承認—工業課  
建築許可及び建築物使用に関する承認—建築課  
廢水(大氣)の排出施設に関する許可—環境課

打ち合わせを要請された關係機關の長は、請願處理期間満了の1日又は2日前(處理期間が7日を超える請願の場合に限る)まで意見を提出しなければならない。不同意の場合はその事由を明示

請願の受付事實を通報された外国人投資振興センターの長は、請願事務の円滑な處理を督勵・點檢し、許可拒否を通報された場合はその拒否事由が適正かどうかを檢討して問題の解決を調整

請願處理機關の長は、許可などが適合であるかどうかを檢討した後許可などの可否をその處理期間のうちにKISCや請願した人又は市・道の投資振興センターに回申

- 處理期間のうちに許可拒否の事實を通報しない場合は、その處理期間満了の翌日に許可を得たものとみなす(自動承認制)。
- この場合、請願の處理機關の長は直ちに当該許可などがあったことを證する書類を交付しなければならない。

處理期間延長の通報

請願処理機関の長は 処理期間のうちに請願が処理できない合理的かつ客観的事由のある場合、1回に限って当初の処理期間内で処理期間が延長できる

請願内容の補完又は補正の要求

請願処理機関の長は 補完又は補正が必要な場合は期間を決めて要求でき 期間は処理機関に算入しない。

前(条件付)承認

- 請願の処理機関の長は 許可などに関連して添付書類など一部の要件が具備していない 場合にもその補完の時期を決め、条件付で許可できる。
- 条件付で許可などを得た人が、次の段階の許可などを申請する時は当該許可などの直前段階の請願に付けられた条件を移行したことを確認する書類を請願の処理機関の長に提出しなければならない。

条件補完の時限(令第24条第8項)

イ. 工場設立及び事業計画に関する承認 : 建築許可を申請する(建築許可に関する議題処理を申請し許可を得た場合は着工を届けるまで

ロ. 建築許可 : 着工を届けるまで

ハ. 環境関連の許可 : 稼動開始を届けるまで

## 二．建築物使用に関する承認：建築物臺帳を登録するまで

### 認・許可の拒否時の手続きに関する規定

- 請願事務の許可などを拒否する場合には、拒否の事由及び法律的根拠を明示して外国人投資振興センター及び請願した人に書面をもって知らせ、請願した人が拒否の事由を解消した後再申請する時は3日以内に許可しなければならず、当初の拒否の事由以外に別の事由を挙げて請願事務の許可を拒否することはできない。

### ■ 一括処理の請願事務の種類及び処理期間

区分	議題対象の許可	処理期間
1．工業配置及び工場設立に関する法律第13条第1項の規定による工場設立などに関する承認	農地専用に関する許可(農地法第36条)など總16の法律による26の請願	議題の処理が必要でない場合：7日
		承認申請の内容の全てが市・郡・区の長の権限に属する場合として、国土利用管理法上の用途地域の變更を伴わない場合：14日
		国土利用管理法上の用途地域の變更を伴う場合などその他の場合：30日
2．中小企業創業支援法第21条の規定による事業計画に関する承認	道路占用に関する許可など(道路法第40条1項)など總14の法律による26の請願	議題の処理が必要でない場合：7日
		承認申請の内容の全てが市・郡・区の長の権限に属したり国土利用管理法上の用途地域の變更を伴う場合：14日
		他の行政機関との打ち合わせの過程を経なければならぬ場合などその他の場合：21日

区分	議題対象の許可	処理期間
3. 建築法第8条の規定による建築許可	土地形質の変更に関する許可(都市計画法第4条第1項)など総17の法律による27の請願	標準設計図書により建築する建築物 : 7日(3日)
		市・道の地方建築委員会の建築審議対象の建築物(市長・道知事の事前承認対象の建築物を含む) : 30日(15日)
		その他の建築物 : 14日(7日)
4. 水質環境保全法第10条の規定による、廃水の排出施設に関する許可(廃水の排出施設のない場合には大気環境保全法第10条の規定による大気汚染物質の排出施設許可)	騒音・振動の排出施設に関する許可(騒音・振動規制法第10条)など総6つの法律による7つの請願	7日
5. 建築法第18条の規定による建築物使用に関する承認	専用水道施設の竣工検査(水道法第15条1項)など総11の法律による12の請願	その他の場合 : 6日

備考 : 1)建築許可の際( )は建築家が現場の調査・検査及び確認の業務を代行する場合の処理期間を意味する

2)建築許可の際外部専門家の環境の影響に関する検討が必要な場合として、処理期間が14日未満の場合はその処理期間を14日とする

■ 請願の様式及び具備書類

○ 工場設立などに関する承認の申請(別紙様式第12号)

事業計画書(工場の敷地の豫定区域及び設備配置の計画が表示された地籍図をも含む)

申請事項に関する許可及び承認により議題の処理されるものと見なされる許可などの明細書

土地及び建築物(既存の建築物を使い、工場設立などに関する承認を受けようとする場合に限る)に対する使用権を證しうる書類 : 1部

外国人の投資比率を證する書類(農地などの専用負擔金に対する減免を受けようとする者に限る) : 1部

○ 事業計画に関する承認の申請(別紙様式第13号)

事業計画書(承認を申請する場合に限る) : 1部

變更計画書及び變更事由書(變更に関する承認を申請する場合に限る) : 1部

變更内容の新舊對比表(變更に関する承認を申請する場合に限る) : 1部

申請事項に関する許可及び承認により議題の処理されるものと見なされる許可などの明細書 : 1部

外国人の投資比率を證する書類(農地などの専用負擔金の減免を受けようとする者に限る)

○ 建築許可の申請(別紙様式第14號)

建築する大地の範圍とその大地の所有又は使用に関する權利を證する書類 : 1部

基本設計圖書(建築物の洞別の概要を含む) : 1部

申請事項に関する許可及び承認により議題の處理されるものと見なされる許可などの明細書 : 1部

外国人の投資比率を證する書類(農地などの専用負擔金に對する減免を受けようとする者に限る)

○ 排出施設の設置に関する許可(別紙様式第15號)

生産工程の流れ : 1部

申請事項に関する許可及び承認により議題の處理されるものと見なされる許可などの明細書 : 1部

○ 建築物の使用に関する承認の申請(別紙様式第16號)

工事の監理完了に関する報告書 : 1部

現況の圖面(建築法第9條の規定による届出の対象に限る) : 1部

### 個別處理の請願事務

#### ■ 概念(令第24條第2項)

外國投資家が、請願の種類により個別的に申請する請願事務に関する該當法律に定めた請願の様式及び處理期間に従って處理

#### ■ 處理の手續き

一括處理の請願事務の處理手續きと同様

#### ■ 請願事務の範圍 : 法別表2、令別表3及び規則別表1(總122)

## 4. 外國人投資企業に對する事後管理

### (1) 外國人投資企業の變更登録(令第27條第2項)

#### ■ 變更登録の申請理由

- 合併などにより外國投資家が株式などを取得した場合など(法第7條)
- 外國投資家が外國人投資企業の株式を他の人に譲渡した場合など(法第23條第1項)

- 外国人投資企業の商号又は名称が変更されたり令第27条第2項第3号)当該企業の株式又は持分を所有している外国投資家の商号・名称及び国籍の変更された時(令第6条)
- 外国人投資金額・外国人投資比率・投資方法・行おうとする事業・外国人投資企業の住所など登録内容が変更された時(令第6条)
- 株式などの譲渡者・借款の提供者・借款の条件などが変更された時(令第6条)

■ 変更登録の申請方法

- ・ 事由発生の日より30日以内に事後管理機関(外国人投資の届出の受付機関又は許可の申請機関)に提出
- ・ 提出書類 : 外国人投資企業の登録申請書(変更登録)、事由を證する書類

(2) 關稅などを免除され導入した資本財の處分(讓渡・貸與・届出をした目的以外の目的で使用する場合(法第22条第1項)

■ 輸入届が受理された日より3年が経過していない場合 : 事前の届出

- ・ 届出の受付機関 : 事後の管理機関(外国人投資届出の受付機関)
- ・ 提出書類 : 資本財處分に関する届出書

■ 輸入届が受理された日より3年が経過した場合 : 届出不要(特別の届出をせず自由に處分できる)

### (3) 外国人投資企業の追加事業の経営

#### ■ 外国人の投資比率が10%未満の外国人投資企業

- ・ 全面開放の業種、部分制限の業種、未開放の業種など全ての業種に対し追加的に事業を行うことができる(届出不要)。

#### ■ 外国人の投資比率が10%以上の外国人投資企業(令第29条第2項第1号)

##### ○ 追加事業の経営が自由な場合(外国人投資促進法によると届出不要)

－ 完全開放の業種を追加的に営む場合

－ 部分制限の業種を追加的に営む場合

##### ○ 追加事業の経営が禁止される場合

－ 部分制限の業種に対しその許容基準を超えて営む場合

－ 未開放の業種を追加的に営む場合

### (4) 外国人投資企業の他国内企業の株式取得

#### ■ 外国人の投資比率が50%未満であり外国投資家が最大の株主でない外国人投資企業

- －他の全ての国内企業の株式が自由に取得できる
- 外国人の投資比率が50%以上、あるいは外国投資家が最大の株主である外国人投資企業(令第29条第2項第2号)
  - 他の国内企業の株式が自由に取得できる場合
    - －完全開放の業種を営んでいる他の国内企業の株式を取得する場合
    - －部分制限の業種を営んでいる他の国内企業の株式などをその許容基準の範囲で取得する場合
    - －金融業又は保険業などを営んでいおり他の国内企業の株式取得が事業内容の全てあるいは一部である外国人投資企業が、他の法令により他企業の株式などを取得する場合
    - －未開放の業種を営んでいる他の国内企業の株式などを10%以内で取得する場合
  - 他の国内企業の株式取得が禁止される場合
    - －部分制限の業種を営んでいる他の国内企業の株式などをその許容基準を超えて取得する場合
    - －未開放の業種を営んでいる他の国内企業の株式などを10%以上取得する場合

(5) 株式などの譲渡及び減少に関する届出(法第23条第1項、令第30条第1項)

■ 届出の事由

- 外国投資家が所有している株式などを他の人に譲渡する場合
- 資本の減少により外国投資家が所有している株式などを減少させる場合

■ 届出の時期

- 株式などを譲渡する場合：譲渡契約が締結された日より30日以内
- 資本減少の場合：商法第439条の規定による債権者に対する催告期間の終了日より30日以内

■ 提出書類

- 株式又は持分などの譲渡及び減少に関する届出書
- 譲渡契約書、資本減少の変更に関する登記など譲渡及び減少を證しうる書類
- 管轄の税務署長が発行する納付すべき税額の確認書(譲受人が外国人の場合)

株式又は持分の譲渡及び減少の届出	外国人投資企業の變更に関する登録申請
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 株式などの譲渡及び減少に関する届出書 (2部)</li> <li>- 管轄の税務署長が発行する納付すべき税額の確認書の寫し部((譲受人が外国人の場合に限る)</li> </ul> </li> <li>○ 受託機関:新株の取得による外国人投資の届出の場合と同様</li> <li>○ 處理期間: 直ちに處理(届出済證を交付)</li> <li>○ 届出期限: 株式などの譲渡及び減少後30日以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 登録變更の申請書(1部)</li> <li>- 變更の内容を證する書類(寫し, 1部)</li> </ul> </li> <li>○ 受託機関: 外国人投資の届出の受付機関</li> <li>○ 處理期間: 1日(登録證を交付)</li> <li>○ 届出期限: 變更登録の事由が発生した日より30日以内</li> </ul>

## ・外国人投資に対する支援

### 1. 租税に対する支援

#### (1) 租税支援制度の意義

国内産業の競争力の強化に肝要な外国人投資事業に対しては租税特例制限法に定められたところにより法人税・所得税・取得税・登録税・財産税及び総合土地税などの租税を減免(法第9條)

#### (2) 租税減免の対象(租税特例制限法第5章)

##### ■ 高度技術随伴の事業及び産業支援サービス業(租税特例制限法第121條の2、令第116條の2)

- 国内事業の国際競争力の強化の爲に必要と認められ、財政經濟部の長官が外国人投資委員會の審議を経て定める高度技術随伴の事業(436業種)及び産業支援サービス業(97業種)に該当しなければならない。
- 高度技術随伴の事業及び産業支援サービス業は共に下記の条件を全部満たさなければならない。
  - － 國民經濟に對する經濟的又は技術的波及効果が大きく産業構造の高度化及び産業競争力の強化に肝要な技術
  - － 國內に導入された最初の日(當該技術を伴う外国人投資の届出が受理された

日又は技術導入契約の届出が受理された日)より3年が経ていない技術、もしくは3年が経た技術としてすでに導入された技術に比べ経済的効果や技術的性能の優れた技術

－当該技術が必要とされる工程又は当該サービスのほとんどが国内に於いて行われる技術

■ 外国人投資地域の入居事業(法第18條、令第25條)

○ 外国人投資地域の指定

－外国人投資を誘致する爲、外国投資家が希望する地域を外国人投資委員会の審議を経て市長や道知事が指定

○ 外国人投資地域の指定対象の基準

－製造業又は産業支援サービス業及び高度技術随伴の事業を行う爲に、工場施設を設置する外国人投資として次に該当する場合

- ・ 外国人の投資金額が米 1億 100万円以上の場合
- ・ 外国の投資比率が米 50%以上の外国人投資企業として新規常時雇用の規模が1,000人以上の場合
- ・ 外国人の投資金額が米 5,000万円以上であり当該外国人投資企業の新規常時雇用の規模が500人以上の場合

- ・既に開発の完了された国家産業園地又は地方産業園地の一部又は全部を外国人投資地域として指定した時は、外国人の投資金額が米ドル3,000萬ドル以上であり、当該外国人投資企業の新規常時雇用の規模が300人以上の場合
- －施設を新たに設置する観光ホテル業、水上観光ホテル業及び国際會議施設業
- ・2003年12月31日まで届出をした外国人投資として外国人の投資金額が米ドル3,000萬ドル以上であること2005年12月31日まで出資目的物の拂い込みが済むものまで認定)
- －濟州道又は観光振興法の規定による観光園地又は観光特區内の総合休養業
- ・2003年12月31日まで届出をした外国人投資として外国人投資金額が米ドル5,000萬ドル以上(2005年12月31日まで出資目的物の拂い込みが済むものまで認定)

■自由貿易地域などに入居する事業

○対象事業

- －自由貿易地域の指定などに関する法律の規定による入居企業體が營む製造業及び物流業

- －国際物流基地の育成の爲の關稅自由貿易地域の指定及び運營に關する法律による登録物流業

○投資要件及び規模

- －工場施設を新たに設置しなければならない
- －製造業：外国人の投資金額が米 13,000萬 1以上であり新規常時雇用の規模が300人以上
- －物流業：外国人投資金額が米 13,000萬 1以上

従來の馬山及び益山の輸出自由地域に入居した事業

- 従來の輸出自由地域は自由貿易地域として指定されたものと見なし自由貿易地域設置法の付則第2條)、租稅減免及び賃貸料の適用に關しては外国人投資地域の場合と同様に適用(法付則第6條)

- －従って、輸出自由地域に入居した外国人投資企業は外国人投資地域に入居した企業と同様の租稅減免を受ける

■舊株の投資などに對する租稅減免の排除

- 舊株などの取得による外国人投資の場合は租稅減免のインセンティブを適用しない。(租稅特例制限法第121條の2の第9項)

\*國公有財産の賃貸及び行政支援サービスの提供など その他の支援制度は適用

- 外國爲替取引法により取得した株式又は不動産を處分した代金を出資した場合は租税減免を排除
- 海外進出企業の國內への再投資：海外の現地法人に對する韓國法人(又は國民)の直・間接出資の比率に相當する部分は租税減免を排除
- 長期借款：長期借款は減免比率を計算する際に適用する外國人投資比率に含まれない。

### (3) 租税減免の細部の内容(租税特例制限法第121條の2、令第116條の2)

#### ■ 法人税・所得税

- 租税減免の對象として指定された産業支援サービス業、高度技術隨件事業及び外國人投資地域に入居した事業などに同様の租税減免のインセンティブ
- 租税減免の税額の範圍
  - － 租税減免の對象として指定された事業から生じた所得に對する法人税又は所得税(總算出税額×減免對象事業の所得/總課税標準)に外國人の投資比率を掛けた金額
- 租税減免の期間及び比率

- 租税減免の対象として指定された事業から所得の発生した初年度から7年間は100%、それ以降の3年間は50%を減免
- 但し事業開始後5年を経つまで所得の発生しない場合は5年目になる年から7年間は100%、それ以降の3年間は50%減免

■ 配当金に対する法人税・所得税

○ 租税減免の税額の範囲

- 算出した配当所得税に、全体事業から発生した所得の中で租税減免の対象として指定された事業から発生した所得の占める比率を掛けた金額

○ 租税減免の期間及び比率

- 外国人投資企業の法人税及び所得税と同様

■ 土地・建物に対する取得税・登録税・財産税

○ 租税減免の税額の範囲

- 算出した税額に外国人投資比率を掛けた金額

○ 租税減免の期間及び比率

- 事業開始日より3年間は100%、それ以降は50%

- 但し事業開始日の前であっても租税減免の対象となる事業として指定された以降、取得財産の場合は取得税及び登録税は全額免除、財産税は取得した日よ3年間は100%、それ以降の3年間は50%
- 地方自治體が、條例によい控除期間を15年まで延長したり減免比率を高めた場合はこれに從う

#### ■ 総合土地税

##### ○ 控除対象の金額

- 課税標準に外国人の投資比率を掛けた金額を課税標準から控除する

##### ○ 控除期間及び比率

- 事業開始日よ3年間は100%、それ以降の3年間は50%
- 但し事業開始日の前に所得した財産の場合は取得した日よ3年間は100%、それ以降の3年間は50%
- 地方自治體が條例によい控除期間を15年まで延長したり控除比率を高めた場合はこれに從う

#### ■ 増資の租税減免(租税特例制限法第121條の4、令第116條の6)

- 外国人投資企業が増資する場合、當該増資分に對する租税減免(關税を含む)

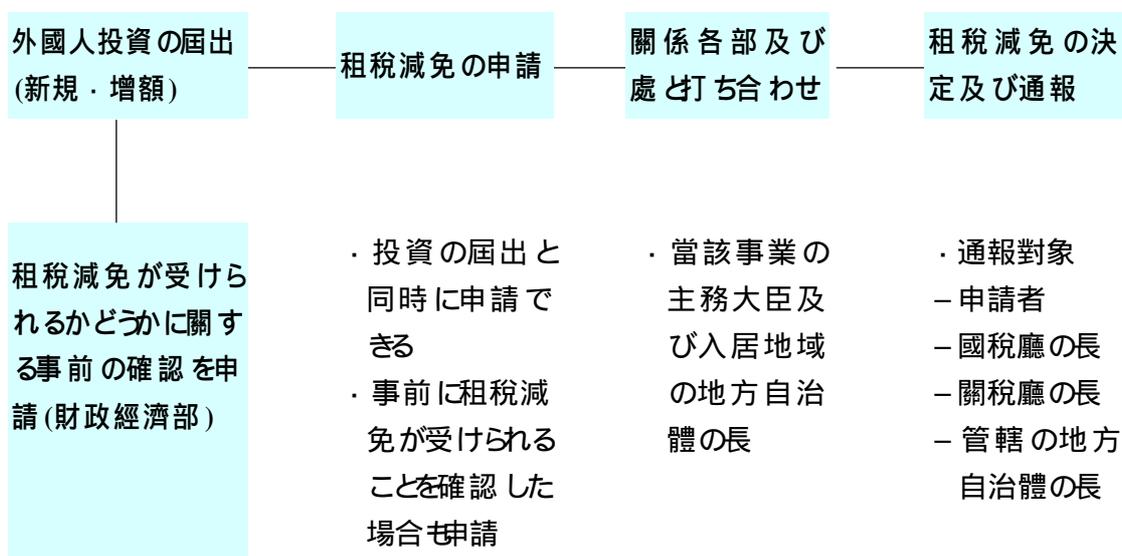
は最初に投資した場合と同じように租税減免に関する規定を準用する。

- 準備金、再評価積立金及びその他の積立金の資本転入による増資の場合、増資分に對する租税減免は舊株の減免の例に倣い、その減免期間の殘餘期間と減免比率によつて減免する。
- 但し外国人投資企業が有償減資をしてから5年以内に増資し租税減免を申請する場合は純増部分に對する外国人の投資比率に限つて減免。

#### (4) 租税減免の申請及び決定手続き

##### < 租税減免の手続きの流れ >

(20日以内)



■ 租税減免の申請(租税特例制限法第121条の2の第6項)

○ 申請期限

－新規投資：外国人投資企業の事業開始日が属する課税年度の終了日まで

－増額投資：増額投資の届出をした日より2年になる日まで

申請期限が満了した後申請する場合：残餘減免の期間に限り租税減免

○ 租税減免の事前確認制度(租税特例制限法第121条の2の第8項)

－外国投資家が、投資するつもりの事業について租税減免の対象に該当するかどうかを事前に確認することで投資の決定を容易にさせる

－租税減免の対象事業として指定されたことを事前に確認した場合も外国人投資の届出をした後別途の租税減免を申請することが必要である

○ 租税減免内容変更に関する申請：当該変更の事由が発生した日より2年になる日まで

○ 申請機関：財政経済部の経済協力総括課（02-503-9137）

－外国為替銀行及びKISCに、外国人投資に関する届出書と租税減免の申請書の同時提出が可能である

- この場合、外国人投資の届出を処理する機関は外国人投資の届出に対しては所定の手続きに従って処理し、租税減免の申請分に対しては受け付けられ次第に一切の関連書類を財政経済部へ移送

■ 申請時の具備書類

○ 租税減免の申請書3部及び下記の書類を添付

- 当該技術に関する説明書
- 当該技術を使い生産・供給する製品及びサービスの活用範囲を記載した書類
- 生産方式及び工程(製造技術に限る)
- 経済的効果又は技術的性能を證憑する資料
  - ・ 同種又は類似製品と比べた性能、品質及び費用節減に関する事項
- 高度技術であることを證憑するその他の資料
  - ・ 工業所有権、認證書、試験合格書、技術開発に関連した資料、第3國への供與実績

\* 租税減免の対象に該当するかどうかについて事前に確認した場合にも上記の具備書類を備えなければならない。

■ 租税減免の可否に関する決定(租税特例制限法第121条の2の第8項)

- 処理期間：租税減免の申請日より20日以内に決定
- 関係各部及び處との打ち合わせ
  - － 当該事業の主務大臣：高度技術又は産業支援サービス業に該当するかどうかに関する打ち合わせ
- 地方自治体の長：当該地方自治体が条例に定めた地方税の減免期間及び減免比率の確認

■ 租税減免の決定及び通報(租税特例制限法第121条の2の8項)

- 財政経済部長官は、関係各部及び處との打ち合わせの結果に基づき租税減免の可否を決定
  - 但し租税減免を受けている事業の爲に増額投資の場合には打ち合わせを省略
- 財政経済部長官が租税減免に関する事項を決定した時は申請者、關稅廳・地方自治体の長にそれぞれ決定の内容を通報

■ 増資に対する租税減免の決定(租税特例制限法第121条の4、令第116条の6の第1項)

- 有償減資の後5年以内に再び増資する場合には減資の前より純増加した部分に対してのみ租税減免を決定

■ 事業開始の届出(租税特例制限法施行令第115条の4)

- 事業開始日の前に租税減免の対象事業として認められた外国人投資企業は、事業開始日より20日以内に管轄税務署長に事業開始のことを届け出なければならぬ。
- 管轄の税務署長は、租税減免の対象事業として認められた外国人投資企業の事業開始日を確認し、当該事業場を管轄する地方自治体の長に通報

(5) 技術導入の代償に対する租税減免(租税特例制限法第121条の6)

■ 免除の対象

- 韓国の国民あるいは韓国法人が、外国人から国内産業の国際競争力の強化に肝要な高度技術を導入する場合、技術の提供者のもらう技術導入代償(royalty)に対する法人税又は所得税を免除

租税免除対象の高度技術は、財政経済部長官が外国人投資委員会の審議を経て選定・告示(租税免除対象の高度技術事業：高度技術445、産業支援サービス89、合計534)

- 免除の期間：当該契約に於いてその代償を支給することにした最初の日より3年間

- 申請期限 : 当該技術の導入契約が締結された日より1年、又は技術導入の代償を支給した最初の日のうち先に到来する日以内(申請の期限が切れた後申請する時 : 残餘期間に限って租税免除)
  
- 申請機関 : 当該技術の主務大臣
  
- 處理期間 : 租税免除を申請した日より日以内
  
- 申請時の具備書類 : 技術導入の代償に対する法人税などの免除申請書1部に下記の書類を添付
  - 技術導入契約書(寫し)
  
  - 当該技術又は製品に対する公認機関の認證試験合格書ないし評價書、工業所有權に関する資料
  
  - 技術開發關連の資金及びその他の高度技術性を證する資料

【參考】現行の技術導入契約の届出制度(法第25條)

- 届出の対象 : 技術導入に対する代償を支給する期間又は契約期間が1年以上として下記の技術を導入する契約
  - － 租税免除対象の高度技術として租税減免を申請する場合
  
  - － 航空宇宙産業開發促進法第2條第2號及び3號の規定による航空機及び宇

宙飛行體(地上の支援設備を含む)

－防衛産業に関する特別措置法第4條第2項第1・2・4・6・7・10號の規定による放散物資に係る技術

- 届出機關：主務大臣
- 處理期間：即時(但し届出と同時に租税減免を申請する場合は7日)
- 發効期限：當該技術の導入契約に関する届出をした日より6か月以内、但し産業資源部長官の承認を得て延長できる

## 2. 國・公有財産の賃貸及び賃貸料の減免

### (1) 國有財産の賃貸及び賃貸料の減免(法第13條及び令第19條)

#### ■ 賃貸期間及び賃貸料の比率

- 賃貸期間を現行の20年から50年以内は擴大

－50年の範圍で賃貸期間の更新が可能

- 賃貸料は土地などの價額の1%以上の比率を掛けて算出した金額

#### ■ 賃貸料に減免

- 減免の対象：外国人企業専用団地、国家産業団地及び外国人投資地域内の国家所有の土地など
  
- 減免の基準及び比率
  - － 100% まで減免：外国人投資地域に入居する外国人投資企業、外国人企業専用団地に入居し外国人投資金額が米ドル100万ドル以上である租税減免対象の高度技術事業
  
  - － 75% まで減免：外国人企業専用団地に入居した米ドル1,000万ドル以上の製造業、SOC拡充・産業構造の調整・地方自治体の財政自立に寄与する事業(外国人投資委員会に於いて決定)
  
  - － 50% まで減免：米ドル100万ドル以上の高度技術随伴事業、米ドル1,000万ドル以上の一般製造業及びSOC拡充など外国人投資委員会の決める事業を行う外国人投資企業が、国家産業団地内の国有財産を賃貸する場合

## 外国人専用団地

### ○現況

団地名	分譲及び賃貸の現況(2001.4 現在)			分譲及び賃貸価格
	区分	対象面積	残餘面積	
天安外国人団地 (忠清南道天安市白石洞)	分譲	61,058	—	155,000
	賃貸	430,024	—	121 / 月
平洞外国人団地 (光州廣域市光山区ザンロッグ洞)	分譲	—	賃貸	—
	賃貸	627,400	33,761	40 / 月
大佛外国人団地 (全羅南道靈岩郡三湖面)	分譲	517,479	86,383	69,400
	賃貸	441,179	51,494	27 / 月

### 入居資格

天安外国人団地 : 外国人の投資比率の30%以上

平洞・大佛団地 : 外国人の投資比率の10%以上

### 入居業種

天安外国人団地 : 高度技術随伴の業種 新技術随伴の業種(一般製造業は入居不可)

平洞・大佛団地 : 上記以外の一般製造業

(2) 公有財産の賃貸及び賃貸料の減免(法、第13條及び令、第19條)

■ 賃貸期間

- 國有財産と同じ50年

■ 賃貸料の減免対象及び比率

- 公有財産の賃貸料減免対象の事業・減免率などは地方自治體が條例に定めるように規定

(3) 國・公有財産の賣却・賃貸及び賃貸料減免の申請手続き法第13條及び令第19條)

■ 賣却及び賃貸の手續き

- 國家及び地方自治體所有の土地、工場、その他の國・公有財産を隨意契約により外国人投資企業に使用、受益、賃貸又は賣却できる(租稅減免の対象事業でない場合にも可能)
- 賃貸の期間は50年まで可能であり賃貸期間の終了時、國家及び地方自治體に寄付した!現状への復元を條件付として賃貸土地の上に工場など永久賃貸物の築造が可能
- 土地などの賣却に於いて賣却代金の一時納付が困ると認められる場合、納付期

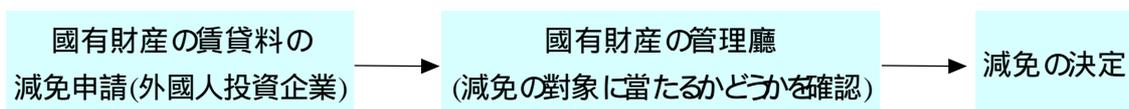
日を延期したり分割して納付できる(適用利子率4%以内)

－ 国有財産：1年の範囲で納付期日を延期したり20年の範囲で分割して納付

－ 公有財産：条例に定めるところにより納付期日を延期、又は分割して納付

### ■ 賃貸料減免の申請の手続き

#### ○ 国有財産の賃貸減免の申請



#### 減免申請の際の具備書類

賃貸料減免の対象事業であることを証する書類

土地などに対する賃貸業の契約書(寫し1部)

#### ○ 公有財産の賃貸料減免の申請



### 3. 関税に対する支援

#### (1) 関税の減免(租税特例制限法第121条の3)

##### ■ 免除の対象

- 法人税又は所得税の減免される事業に直接使用される資本財として、新し発行する株式などの取得による投資の届出に基づき導入される場合に限る
  - － 外国人投資企業が、外国投資家から出資された対外支給手段又は内國支給手段として導入する資本財
  - － 外国投資家が出資の目的物として導入する資本財
- \* 舊株などの取得による外国人投資に対しては適用されない。
- \* 資本財とは、産業施設(船舶、車両、航空機などを含む)として機械、資材、施設品、器具、部分品及び農林・水産業の発展に必要な家畜、種子、樹木、魚・貝類、その他の主務大臣が当該施設の初の試運転(試験事業を含む)に必要と認める原料、豫備品及びこれらの導入に伴う運賃、保険料と施設をした助言をする技術又は用役のことを言う

##### ■ 適用期間(租税特例制限法第116条の5)

- 外国人投資の届出をした日より3年以内に關税法による輸入届が完了しなければならない。

- 但し工場設立に関する承認の遅延など他のやむを得ない事由により上記の期間のうちに入届が完了できない場合、追加で3年以内に財政経済部長官の承認を得た場合にはその期間とする

■ 免除対象の税目 : 関税、特別消費税及び付加価値税

■ 申請機関 : 輸入届の税関の長

■ 申請時の具備書類 : 関税など免除申請書1部及び次の添付書類

- 法人税など減免の対象であることを證する書類(寫し1部 : 租税減免決定の公文)

- 資本財など導入物品の明細確認書(寫し1部)

- 出資の目的物として導入することを證する書類(寫し1部)

## (2) 輸入通關上の特例

■ 資本財として導入された物品明細書の確認の対象

外国人投資企業が外国投資家から出資された對外支給の手段又は内國支給の手段として導入したり外国投資家が出資の目的物として導入する資本財として関税などが免除される場合

■ 資本財として導入された物品明細書の確認 (法第29条、令第38条の第2項)

- 導入資本財の確認を要望する場合には資本財の数量、規格、価格及び制作者などを明示した導入物品の明細書を作成し、船積みの前に外国為替銀行の長又はKOTRAの社長(KISCに申請)に導入物品明細書の確認を申請しなければならない。
- － 申請の際、価格を證する書類(物品賣り渡しの確約書)を提出しなければならない。

通關の手續き

- 導入された資本財を通關しようとする時、物品を搬出する爲には通關しようとする税關に輸入届を提出し、届出が受理されなければならない。
- 關稅などが免除される資本財の場合、具備書類は以下のとおりである。
  - － 申請書
  - － 租稅減免の對象であることを證する書類
  - － 外国人投資企業が外国投資家から出資された對外支給の手段又は内國支給の手段として導入したり外国投資家が出資目的物として導入する資本財であることを立證する書類
  - － 資本財として導入された物品の明細確認書

－その他の通關の際、基本的に提出すべき書類(例：送り状、B/L、価格届出書、統合公告上の具備書類)

\* 關稅などが免除される資本財であっても免除される為には必ず輸入届が受理される前に關稅などの免除申請書及び具備書類を提出しなければならない。

\* 出資の目的物として導入される資本財であっても關稅などが付加される場合には付加價値稅を控除される為に資本財の導入の前に事業者登録を行うことが必要である。

### (3) 資本財の出資に関する特例

#### ■ 現物出資の完了確認(法第39條)

○ 出資の目的物として導入される資本財(現物出資)については資本財の通關後KISC(關稅廳から派遣された職員)により現物出資が完了したことが確認されると済む。

－外國投資家が資本財を出資する場合には商法第299條の規定にも関わらず關稅廳の長が現物出資の移行及びその目的物の種類、數量、價格などを確認した現物出資完了確認書を非訴訟件の手續法第203條の規定による検査人の検査報告書と見なす。

○ 現物出資完了確認の申請は資本財が數次分割して通關される場合には資本財が最終的に通關された後にすべきであり具備書類は申請書と輸入届済證の

寫として直ちに處理される

■ 現物出資完了の通報(令第39條)

- 關稅廳の長は現物出資の完了を確認した上、これを韓國銀行の總裁に遲滯なく通報しなければならない。

■ 資本登載及び外国人投資企業の登録(法第21條、令第27條)

- 外国人投資企業は出資の目的物としての資本財の導入が完了すると現物出資完了の確認書を受けて管轄の裁判所に資本登載又は法人登記を行い、外國爲替銀行の長又はKOTRAの社長に外国人投資企業の登録の際提出しなければならない。

(4) 資本財の事後管理

■ 處分が制限される場合(法第22條、令第29條)

- 關稅などの免除を受けて導入された資本財を讓渡又は貸與したり届出をした目的外の目的で使用しようとする時は前もって外國爲替銀行の長又はKOTRAの社長に届出をして遲滯なく届済證を交付されなければならない。

—但し、關稅の免除を受けて導入された資本財として、關稅法による輸入届の受理の日より3年が経過した後これを處分したり使用する場合は除かれる。

- 資本財の處分に関する届出をしない者は5年以下の懲役又は5千萬ウォン以下の

罰金に處される(法第33條)。

■ 關稅が追徴される場合(租稅特例制限法第121條の5、令第116條の8)

- 外国人投資企業の登録が抹消された場合、又は廢業された場合には抹消の日あるいは廢業の日から起算して前の3年(特別消費稅及び付加價値稅の場合には5年)以内に減免された稅額を追徴する
- 出資目的物が、届け出をした目的外の目的で使用・處分された場合には關稅法による輸入届の受理の日より起算して3年(特別消費稅及び付加價値稅の場合には5年)以内に届出をした目的外の目的に使用・處分する資本財について減免された稅額を追徴する
- 外國投資家が外國人投資促進法により所有している株式などを韓國の國民あるいは韓國法人に讓渡する場合には、當該事業に於いて最初に所得の發生した課稅年度及び5年になる日の屬する課稅年度の中で先に到來する課稅年度の初日より3年以内に讓渡する場合に減免される稅額を追徴する
- 追徴する關稅の額を計算する際、その物品が變質又は損傷したり使用によ當該物品の價値が減少したのものについては價値減少に伴う價格の低下分に相應する關稅を輕減できる

■ 關稅の追徴が免除される場合

(租稅特例制限法第121條の第5項、令第116條の10)

- 外国人投資企業が合併により解散し、外国人投資企業の登録が抹消された場合

- 関税などの免除を受けて導入され使用中の資本財が、天災地變・不可抗力的な事由・減價償却技術の進歩その他の經濟與件の變動などによってその本来の目的に使用できなくなり財政經濟部長官の承認を得て本来の目的外の目的に使用したり處分する場合
- 証券取引法によつて該外国人投資企業を公開する爲に株式などを韓國の國民あるいは韓國法人に譲渡する場合
- 租税減免の目的を達成したと認められる場合として大統領が定める場合

#### 4. その他

##### ■ 専用負擔金の減免 (法第17條)

- 外国人投資企業が工場設立の爲に農地又は山地を専用する場合、専用負擔金を減免
- 減免の對象及び比率：製造業に限って外国人投資比率ほど減免

##### ■ 株式の配當に関する特例 (法第30條)

- 株式の配當は利益配當の總額の1/2が超過できないとの商業上の但し書の規定にも関わらず、外国人投資企業は特別の決議のある場合利益配當の總額に相當する金額まで株式が配當できる。

■ 産業財産権の鑑定に関する特例(法第30条)

- 外国人投資の出資目的物として投資される産業財産権をベンチャーの育成に関する特別措置法施行令第4条に定める技術評価機関に於いて価格を評価する場合、その評価の内容は商法第299条の2の規定による公認鑑定家の鑑定したものと見なす。

外国人投資地域

1. 外国人投資地域の指定・開発・管理(法第18條)

(1) 指定の基準

業種の基準	指定の基準
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造業</li> <li>• 高度技術 随伴事業</li> <li>• 産業支援サ ービス業</li> </ul>	<p>&lt;外国人投資地域の新規開発の際&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人の投資金額が米ドル1億ドル以上</li> <li>○外国人の投資比率が50%以上の企業として新規常時の雇用規模が米ドル1,000人以上の場合</li> <li>○外国人の投資金額が米ドル5,000萬ドル以上であり新規常時の雇用規模が500人以上の場合</li> </ul> <p>&lt;既に開発された産業園地内に指定する際&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既に開発の完了した國家産業園地及び地方産業園地の一部又は全てを外国人投資地域として指定する時は、外国人投資金額が米ドル3,000萬ドル以上であり新規常時の雇用規模が300人以上の場合</li> </ul> <p>* 但し外国人投資企業指定を申請する際、投資金額は5年以内に拂い込みを済ませなければならない。</p>
<p>観光業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光ホテル業、水上観光ホテル業及び國際會議施設業 -2003.12.31まで届出をした外国人投資として米ドル3,000萬ドル以上の外国人投資(但し2005.12.31まで出資目的物の拂い込みが済むものまで認定)</li> <li>○総合休養業 -2003.12.31まで届出をした外国人投資として濟州道又は觀光振興法第2條の規定による觀光園地及び觀光特別地區内の総合休養業に投資する米ドル5,000萬ドル以上の外国人投資(但し2005.12.31まで出資目的物の拂い込みが済むものまで認定)</li> </ul>

外国人の投資金額を算定するに当たり韓國の國民又は韓國法人が、株式又は出資持分を直・間接に所有している外國法人の場合にも租稅特例制限法施行令の第116條の2の第7項及び第8項の計算方法により算定した所有比率に該當する部分はこれを外国人投資金額に算入しない。

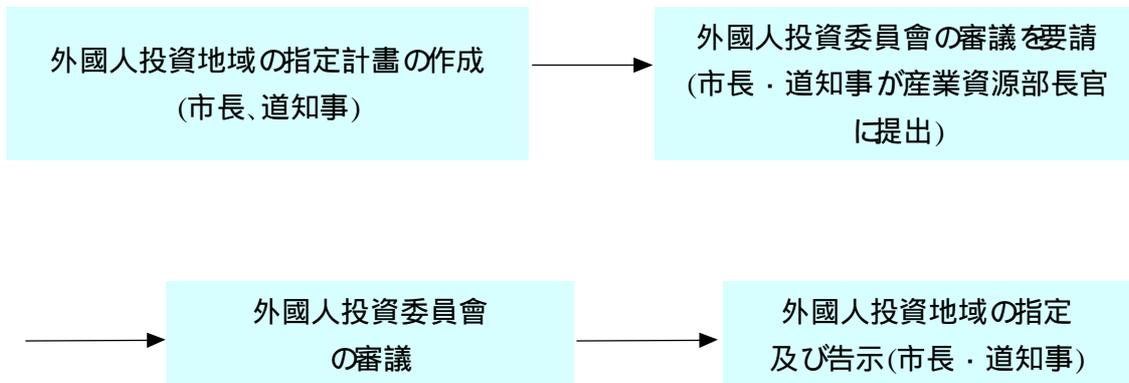
## (2) 指定の権利を持つ人

外国投資家が希望する地域を対象として外国人投資委員会の審議を経て市長及び道知事が指定

二人以上の外国投資家が投資する地域を外国人投資地域として指定できない業種及び地域

- 営む業種が統計法第17条の規定により統計廳の長が告示する標準産業分類による分類の中で同一系列の産業群に属したり部品又は製品の生産に於いて相互分業的な協力関係にある場合
- 工場の施設を設置する地域が、同一の國家産業團地内又は地方産業團地内にあつたり隣接している場合

## (3) 指定の手続き



#### (4) 開発・管理

- 原則：市長・道知事が開発・管理
- 例外：既に開発された国家産業団地内に外国人投資地域を設置する場合、既存の産業団地の管理機関が管理

#### (5) 指定の解除

- 市長・道知事は外国人投資地域が指定の基準に合わない場合には外国人投資企業に対し6か月の範囲で一定の期間を決めてその基準を備えることを命じなければならない。
- 移行の期間に指定の基準を満たさない場合には30日以内に委員会に指定解除に関する審議を要請しなければならない。

## 2. 外国人投資地域に対する支援(法第19條)

### (1) 租税の減免(租税特例制限法)

- 外国人投資地域に入居した外国人投資企業に対し租税減免を適用
  - －國税(法人税・所得税)：7年間は100%、その以降の3年間は50%
  - －地方税(取得税・登録税・財産税・総合土地税)：8～15年間減免

## (2) 賃貸料・交通誘發負擔金の免除及び支援などのインセンティブ

- 外国人投資地域内の國有財産に對する賃貸料を100%免除
- 外国人投資地域内の施設物などの建築に對し交通誘發負擔金を免除
- 外国人投資地域に對する醫療・教育・住宅施設など生活環境施設の支援に關する内容は外国人投資委員會に於いて決定

## (3) 外国人投資地域の開發に對する支援

- 外国人投資地域の開發事業に關しては國家産業團地に準じて建設の費用及び基盤施設を支援
  - －外国人投資地域を指定する際、支援の決定された道路及び用水施設、廢水終末處理の施設、電氣施設などインフラ施設を支援
- \* 産業團地の開發事業を施行する者に對し各種の租稅及び負擔金を減免
  - －讓渡所得稅の減免及び取得稅・登録稅を免除(地方稅法第276條)
  - －山林専用の負擔金、農地専用の負擔金、代替農地の造成費、開發負擔金、代替造林費、代替草地造成費用、公有水面占用料などつの負擔金を免除(山林法など)

#### (4) 外国人投資地域に対する他法律の適用排除

- 外国人投資地域内の外国人投資企業に対しては中小企業の固有業種への参加制限、指定系列化品目の生産を中小企業体に委託する義務及び国家有功者に對する雇用義務の適用を排除

\*国家有功者に對する雇用義務の免除は2003年12月31日までしばらく適用

#### (5) 輸出自由地域に対する経過措置(法の付則第6條)

- 従來の輸出自由地域は この法による租税減免及び賃貸料減免の適用に於いてこれを外国人投資地域と見なす。

－但し この法の施行の前に付則第5條の規定により租税減免が認められた企業體は 既存の外国人投資及び外資導入に関する法律の規定による租税減免が適用される。

< 別 添 >

外国人の直接投資関連の様式

- 新株などの取得による外国人投資に関する届出書[様式第1号]
- 新株などの取得による外国人投資の内容変更に関する届出書[様式第2号]
- 舊株などの取得による外国人投資に関する届出書[様式第3号]
- 舊株などの取得による外国人投資の内容変更に関する届出書 / 許可申請書  
[様式第4号]
- 株式又は持分の取得に関する届出書[様式第5号]
- 長期借款方式の外国人投資に関する届出書[様式第6号]
- 租税減免申請書 / 租税減免の内容変更申請書[様式第80号]
- 租税減免対象の該当事項に関する事前確認申請書[様式第81号]
- 事業開始日に関する届出書[様式第82号]
- 關稅・特別消費稅・付加價値稅の免除申請書[様式第83号]



手数料
無し

## 具備書類

1. 令第39条第2項の規定による技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価の内容を證する書類(寫し1部：法第2条第1項第7號ラ目の出資目的物を出資する場合に限る)
2. 支店・事務所又は法人の清算などによる殘餘財産であることを證する書類(寫し1部：法第2条第1項第7號マ目の出資目的物を出資する場合に限る)
3. 借款又はその他の海外からの借入金の償還の額であることを證する書類(寫し1部：法第2条第1項第7號バ目の出資目的物を出資する場合に限る)
4. 令第2条第5項各號の株式に該當することを證する書類(寫し1部：法第2条第1項第7號サ目の出資目的物を出資する場合)
5. 出資しようとする不動産に関する外國爲替取引法第18條の規定による資本取引の届濟證(寫し1部:法第2条第1項第7號ア目の出資目的物を出資する場合に限る)
6. 令第2条第2項第2號各目の1に該當する契約書(寫し1部)  
(令第2条第2項第2號に該當する場合に限る)
7. 株式及び不動産を處分した代金であることを證する書類(寫し1部)  
(令第2条第6項に該當する場合に限る)

[別紙様式第2号]

外国人投資

新株などの取得による外国人投資の内容変更に関する届出書

処理期間

即時

既に届 けられ た外国 人投資 の内容	届出の日	年	月	日
	外国投資家の商号又は名称		国籍	
	外国人投資金額及び比率	ウォン(米ドル 相当)、 %		
	投資方法			
	行おうとする事業			
	外国人投資企業の住所			
変更の 内容	既に届けられた内容		変更後の内容	

外国人投資促進法第5条第1項の規定により上記の通り届けます。

年 月 日

届出人 (署名又は押印)  
(又は代理人) (電話 : )

受託機関長 殿

届出人 殿

届出番号 :  
上記の通り届済の事を確認します。

年 月 日

受託機関長 : 印

手数料

無し

具備書類

令第2条第2項第2号各目の1に該当する契約書(寫し1部)  
(令第2条第2項第2号に該当する場合に限る)

[別紙様式第3号]

外国人投資

旧株などの取得による <input type="checkbox"/> 届出書		処理期間	
外国人投資 <input type="checkbox"/> 許可申請書		届出：即時 許可：15日	
株式などの 発行企業	商号又は 名称(英文)	事業者登録番号	
	住所		
	工場所在地	(電話番号： )	
	行っている事業	資本金	
	韓国標準産業分類上の詳細分類		
既存の外国人投資金額及び比率		ウォン(米ドル 相当)、 %	
株式(持分)の取得者	商号又は名称(英文)	国籍	
株式(持分)の譲渡人	商号又は名称		
今度の外国人投資金額及び比率		ウォン(米ドル 相当)、 %	
取得しようとする株式 (持分)の内容	種類	1株当たりの額 面價額	1株当たりの取得 價格
	數量	額面價額の總 額	取得總額
今度の取得後の外国人投資金額及び比率			
外国人投資促進法第6條第1項及び第3項の規定により上記の通り届けます(申請します)。			
年 月 日			
届出人(申請者)		(署名または押印)	
(又は代理人)		(電話： )	
受託機関長(または産業資源部長官) 殿			
届出人(申請者) 殿			
届出(許可)番號：			
上記の通り届(申請)済の事を確認(許可)します。			
許可の條件：			
年 月 日			
産業資源部長官(又は受託機関長)：			印
具備書類			手数料 無し
1. 外国人投資促進法施行規則第2條第1項第2・3・6・7號の書類(寫し1部)			
2. 譲受人が二人以上の場合は譲受人が特別の關係であることを確認するに足りる書類(寫し1部)			
3. 出資する株式が令第2條第5項の各號に當たることを證するに足りる書類及び取得する株式相互の交換金額・交換比率など交換の條件が明示されている株式譲受契約書の寫し各1部(法第2條第1項第7號に當たる株式を出資し舊株などを取得する場合に限る)			

舊株などの取得による <input type="checkbox"/> 届出書 外国人投資の内容変更 <input type="checkbox"/> 許可申請書		処理期間 届出: 即時、許可: 15日
株式取得の届出(許可)の日	年 月 日	
外国投資家の商号及び名称	(電話番号: )	
株式などの発行企業		
変更の内容	既に届けられた内容	変更後の内容
外国人投資促進法第6条第1項及び第3項の規定により上記の通り届けます(申請します)。		
年 月 日 届出人(申請者) (署名又は押印) (又は代理人) (電話: )		
受託機関長(又は産業資源部長官) 殿:		
届出人(申請者) 殿 届出番号:		
上記の通り届済の事を確認します。		
年 月 日 受託機関長(又は産業資源部長官): 印		
具備書類		手数料 無し
1. 令第2条第2項の各目に該当する契約書(寫し1部: 令第2条第2項第2号に該当する場合に限る) 2. 譲受人が二人以上の場合は譲受人が特別の関係であることを確認するに足る書類(寫し2部: 譲受人が変更される場合に限る)		



[別紙様式第6号]

外国人投資

長期借款方式の外国人投資		<input type="checkbox"/> 届出書		処理期間
		<input type="checkbox"/> 変更届出書		即時
借款 導入者	商号又は名称			
	住所	(電話番号 : )		
借款 提供者	商号又は名称(英文)	国籍		
	住所(英文)			
借款の内容	借款金額			
	借款条件	据置期間 年 月 日 年利率	償還期間 その他	
借款の方法	現金	資本財	その他	
借款の用途				
変更の内容	既に届けられた内容		変更後の内容	
外国人投資促進法第8条第1項の規定により上記の通り届けます(申請します)。 年 月 日 届出人(申請者) (署名又は押印) (又は代理人) (電話 : ) 受託機関長(又は産業資源部長官) 殿 :				
届出人(申請者) 殿 届出番号 : 上記の通り届済の事を確認します。 年 月 日 受託機関長(又は産業資源部長官) : 印				
具備書類				手数料
				無し
(届出の場合) 1. 海外の親企業又はその親企業と資本出資関係のある企業であることを証する書類(寫し1部) 2. 借款契約書(寫し1部) (変更届出の場合) 1. 海外の親企業又はその親企業と資本出資関係のある企業であることを証する書類(寫し1部) (借款提供者が変更される場合に限る) 2. 変更契約書(寫し1部)				

[別紙様式第80号]

<input type="checkbox"/> 租税減免申請書 <input type="checkbox"/> 租税減免の内容変更申請書				外国人投資
				処理期間
				20日
外国投資家	商号又は名称(英文)			国籍
外国人投資企業名(英文)		事業者登録番号		
外国人投資の内容	届けられた事業		届出の日	
	株式などの取得総額	ウオン (米ドル 相当)	株式などの額面総額	ウオン
	租税特例制限法施行令第116条の2の第7項の規定による株式などの直・間接比率が10%以上であるか			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
投資方法	現金	ウオン	資本財	ウオン
	不動産	ウオン	知的財産権など	ウオン
立地				
区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 増資	事業開始日	
租税減免申請の内容	減免対象事業の区分	租税特例制限法第121条の2の第1項第( )号に該当		
	減免の事由			
⑯減免申請の内容	既に租税減免が決定された事業の内容		変更申請の内容	
租税特例制限法第121条の2の第6項の規定により上記の通り申請します。 年 月 日 申請者又は代理人 (署名又は押印) ( : ) 財政経済部長官 殿				
具備書類：租税減免を申請する事由又は租税減免の内容の変更を申請する事由を具体的に証した説明する書類 (寫し1部)				手数料
				無し
備考： ・ 欄の作成に於いては外国人投資促進法第2条第1項第7号サ目及び同法第6条による投資金額を除きます。 の減免事由欄には減免の事由が租税特例制限法第121条の2の第1項第1号に該当する事業を行う為である場合に限って作成する但し産業支援サービス業及び高度技術随伴事業の具體的事業名を記入します。 ⑯の変更申請の内容欄には租税減免内容の変更申請書を作成する場合に限って記入します。				





[別紙様式第83号]

[別紙様式第83号]							外国人投資
関税・特別消費税・付加価値税の免除申請書							処理期間
							即時
外国投資家の商号又は名称(英文)					国籍		
外国人投資企業	外国人投資の届出の日			租税減免の決定日			
	商号又は名称						
	導入資本財の設置場所						
免除申請内訳の現況	区分		免除申請の限度金額	今回の免除申請資本財の総額	免除申請資本財の累計額		
	法第121条の3の第1項第1号による資本財		ウォン (米ドル 相当)	ウォン (米ドル 相当)	ウォン (米ドル 相当)		
	法第121条の3の第1項第2号による資本財		ウォン (米ドル 相当)	ウォン (米ドル 相当)	ウォン (米ドル 相当)		
導入資本財の明細		HSK分類番号	品名	規格	数量	供給者	価格(米ドル)
租税特例制限法第121条の3の第2項の規定により上記の通り申請します。 年 月 日 申請者 (署名又は押印) (又は代理人) (電話 : ) 税関長 殿							
具備書類 1. 当該事業が租税特例制限法第121条の2の第1項の規定により法人税などの減免対象の事業であることを証する書類(寫し1部) 2. 当該資本財が租税特例制限法第121条の3の第1項の各号に該当するものであることを証する書類(寫し1部) 3. 外国人投資促進法施行令第38条第2項の規定により確認された資本財の導入物品明細確認書(寫し1部) 備考 、 の欄は租税特例制限法施行規則第51条の2の第1項の規定により租税免除が排除される部分を除外した免除限度及び今回の免除申請の金額・免除申請の日・現在の累計額を記入します。ただ の欄は外国投資家別にそれぞれ区分して記入します。							手数料
							無し

91

*xi xii*

91

*xi xii*

91

*xi xii*